

近世的殖産政策の生成と展開：幕末維新期の備中一橋領を事例にして

古賀，康士
九州大学附属図書館記録資料館

<https://doi.org/10.15017/2545084>

出版情報：九州文化史研究所紀要．62，pp.115-168，2019-03-30．九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：



近世的殖産政策の生成と展開

——幕末維新期の備中一橋領を事例にして——

古 賀 康 士

はじめに

十八世紀以降の日本列島を特徴付ける動きの一つとして、「国産」や「産物」などの増産を基調とする殖産政策の活発化が挙げられる。対外的な貿易収支の悪化による貴金属の流出は、幕府をして砂糖や朝鮮人参の「国産」化を踏み切らせ、諸藩でも米価低迷による恒常的な財政不均衡などから領内の商品作物を「国産」として独占的に購入・販売する専売制を採用するようになる。またこうした領主による殖産政策に対して、領民たちは時に藩の強権的な専売制度に一揆を起こして対抗するとともに、常に有利な商品作物の作付け機会を窺うなど、自らも利益を求めて活発な生産・経済活動を行っていた。近世中後期以降の日本列島は、幕府・諸藩・商人・小農など、さまざまなプレイヤーたちが富の増大を目指して動き始めた時代でもあったのである。

近世日本の殖産政策については、明治期以降の勸業・殖産興業の歴史的な前提として、早くからその歴史的意義が注目されてきた。近世の殖産政策は一般的に領外からの正貨獲得を目的とした藩専売制に、領内産物を集荷のための資金調達手段とした藩札発行が組み合わせて行われる¹⁾。こうした藩札の資金貸付を梃子した殖産政策の仕組みは、

政策的な技術革新ではあったが、維新期の太政官札の失敗によってその歴史的な限界が露呈することになる。しかし、近世期の領主権力による産業奨励や特産品の開発の成果は、明治期以降の在来産業と殖産興業へと確実に引き継がれていった。

こうした近世的殖産政策において、公権力である藩や領主が果たす役割は大きいものの、領民側の果たす役割にも注意する必要がある。平川新は殖産政策の背後にある領民からの「献策」の動きに注目するが、これは近世日本の殖産政策が持つ多面的な側面に光りをあてるものである⁽²⁾。かつて藩の専売制にリンクして理解された「国益論」⁽³⁾が、谷山正道や藪田貫らによって広く地域社会の質的な変化を示すものとして拡張されたことも、こうした理解と通底する⁽³⁾。いわば、近世的殖産政策の歴史的な前提として、地域社会の性質変化が想定されるのである。

近世日本の殖産政策と地域社会の関係性を考える上では、比較史的な視座が示唆に富む。例えば、開発経済学の村落開発の分野では、東南アジアなどの多くの農村社会において村落結合が緩やかであり、地域資源の管理・維持機能を果たす地縁的な共同体が歴史的に充分に形成されていなかったことが指摘され、農村開発には地域社会における共同的な組織性を新たに作り出すことが、開発現場の現実的な課題とされた⁽⁴⁾。

グラミン銀行などに代表されるマイクロ・クレジットの経験から得られる知見も重要である。近世日本の農村市場では、一般的な利子率は年利一〇数パーセントほどであるが、これは東南アジアや南アジアの在地社会と較べる驚異的に低い。これらの地域では、インフォーマル・セクターの利子率が年率一〇〇%を超える事例も見られ、それが社会資本の不足と貧困の要因にもつながってきた。マイクロ・クレジットの仕組みは、こうした高い農村社会の利子率を低減させるために考案された。五人程度のグループを単位に共同貸付を行い、グループ内の自発的な相互監視(Peer Monitoring)によって在来金融に存在する情報の非対称性と債務不履行の問題を制度的に解消しようとする。このことは、日本近世の利子率に限定して言えば、利子率を決定する算出式のうち、この社会には在来金融の情報の非対称

性などを低減化させる仕組みがあらかじめ埋め込まれていることを意味しよう。⁽⁵⁾

こうした他のアジア地域との比較史的な視座からは、殖産政策的な富の拡大を可能とする歴史的な初期条件が、日本近世社会は他の在地社会に較べて大きく異なることが示唆される。では、何が、日本近世において殖産的な富の拡大をもたらす要因と条件となっていたのか。この問いに答えるには、日本近世社会の特性に根ざした殖産政策を具体的に分析する必要がある。

そこで本稿で取り上げたいのが、幕末維新期の備中一橋領における殖産政策である。御三卿一橋徳川家の備中所領では、安政期（一八五四―五九）以降、一橋家から派遣された代官や現地の豪農・村役人層が中心となつてさまざまな殖産政策が実施される。綿織物などの地元名産品の開発と生産振興、町場活性化による自領の流通・商業部門の強化、そしてそれらを金融的に支える独自の紙幣発行など、この時期のまとまった殖産政策の一つとして注目されてきた。

備中一橋領は、所領が錯綜した非領国地帯に位置し、幕領などと同じく領主権力の影響が比較的に弱い。そのため地域運営は、豪農や村役人層の自治的な行政機能によつて担われていた。こうした備中一橋領の地域特性は、しばしば藩財政の悪化など、領主側の論理によつて理解されることが多い近世的殖産政策が、本来的にどのような近世社会の諸条件によつて可能となったのかについてヒントを与えてくれるだろう。

この備中一橋領の幕末維新期の殖産政策については、農業史・経済史などの分野において、早くから言及がなされてきた。戦前には、勸業政策的な文脈で、諸藩の綿業政策の典型例の一つとして位置づけられ、経済評論家の高橋亀吉も備中一橋領における繰綿の品質管理や特産品「江原結城木綿」の生産奨励策を諸藩のなかで「最も組織的に行つた例」として紹介している。⁽⁶⁾ また大山敷太郎は、幕末期に他領から一橋領へと流入する紙幣（銀札）の弊害を取り上げ、その対抗策として殖産政策が実施されたことを指摘した。⁽⁷⁾

また戦後になると、地方史・地域史などの分野において、備中一橋領を含む、備中中西部の井原地域の歴史的環境

を踏まえた研究が進んでいく。このなかでは、近代以降の井原地域の主要産業となった織物産業の端緒と捉える見方が生み出されたほか、二〇〇〇年代以降になると、『井原市史』などの編纂過程で利用可能となった豊富な地方史料によって研究が大きく進展した。⁽⁸⁾

殖産政策については、池田宏樹が備中一橋領で発行された産物会所札の発行・流通と殖産政策を取り上げ、領民側の積極的な受容のあり方を検討している。⁽⁹⁾ また柴田一は、種痘支援や郷学「興譲館」の設立など、備中詰め代官友山勝次の治績として当該期の社会の多様な動きを捉えた。⁽¹⁰⁾ また殖産政策の具体的な経営・運営方式については、『井原市史』などの通史的な叙述のなかで詳細に論じられた。これに加えて、筆者も幕末期備中地域の紙幣流通を分析するなかで、一橋領の殖産政策とそれを求める領民の訴願運動を論じた。⁽¹¹⁾ さらに近年では、東野将伸が一橋家本体の財政運営や掛屋の年貢銀収取の問題を通じて、この時期の備中一橋領の殖産政策を含む社会変動を理解しようとしている。⁽¹²⁾

これらの研究によって備中一橋領の殖産政策への理解は大きく進んだが、なお未解明な問題も少なくない。とりわけ、なぜ領主権力が脆弱な備中一橋領において、包括的な内容を持つ一連の殖産政策が実施されたのか、その主要因をめぐる問いは未だ決着をみていない。備中一橋領における殖産政策の生成の契機と、それらを可能とした社会経済的な要因と前提が何であったのかはなお未確定なのである。

備中一橋領の殖産政策が生成される契機とその要因・前提については、殖産政策を担う主体の問題としてまず論じられてきた。ここでは領主と領民という主体二項対立が指定され、江原代官の施策を評価する名代官論的な「上から」の施策を重視する見方と（柴田一）、それに対してそれを「受容」する領民の「下から」の活発な動きに着目する見方（池田宏樹）といった構図が提示されている。一橋家の財政運営の変化や下掛屋平木家の年貢収納に着目する近年の東野将伸の議論は、既存の枠組みを組み替えるものとして注目されるが、逆に大山敷太郎が論じた備中一橋領の貨幣・経

済構造の問題、とりわけ悪貨としてこの地域を疲弊させた紙幣の問題は後景に退くことなり、既存の枠組みに対しても二次的な要因・条件を修正的に提示するに止まっている¹⁴⁾。

もう一つの未解明な点は、備中一橋領の殖産政策の近代移行期への接続の問題である。安政期以降、備中一橋領において地域経済のあり方が大きく変化していくが、それが維新期以降にどのように再編されたのかは十分に明らかにされていない。この点、結論を先取りして言えば、一橋領の殖産政策を支えた様々な資源は、小田県（備中国と備後国に置かれた県）の殖産組織・小田県殖産商社のなかに組み込まれていくことになるが、この点の実証的な分析作業はなお残されているのである。

こうした先行研究の到達点と課題点を踏まえ、本稿では具体的な分析課題として次の三点を設定する。

第一に、備中一橋領の殖産政策が開始される主要因を明らかにする。備中一橋領の殖産政策は、慶応期（一八六五―一六八）の播州の「御産物木綿預り手形」の発行などと同様に一橋家の財政事情からしばしば説明される¹⁵⁾。本稿では、一橋家の財政収支と備中一橋領の年貢納入のあり方を数量的に明らかにし、その上で、「御救仕法」と呼ばれる他領銀札の弊害への対抗策を求めた豪農・村役人層を中心とした訴願運動の実態を再検討することでこの問題を再考したい。

第二に、備中一橋領の地域経済の再編成のあり方を具体的に再構成する。特に一橋領内の流通・金融部門の組織化の様相を再検討し、あわせて紙幣を発行する産物会所に焦点を当て、領内の生産・取引量と貨幣発行量などの実態とその関係性を明らかにする。こうしたマクロ的な分析を通じて、第一の課題である備中一橋領の殖産政策の歴史的な評価もより明確になる。

第三に、明治期において旧備中一橋領の殖産政策がどのように再編されたかを明らかにする。具体的には旧産物会所の運営に関わった人的・社会的資源に着目し、近世から近代への殖産政策の連続性を展望的に示す¹⁶⁾。

以下、第一節では、具体的な分析の前提作業として、備中一橋領の地域特性と、幕末期の備中地域における紙幣流通を概観する。第二節では、備中一橋領において他領銀札の弊害が生み出される構造的な要因を、年貢徴収と一橋家の財政構造の観点から捉えなおし、「御救仕法」の実施を求めた領民の訴願運動を検討する。他領銀札の弊害については大山敷太郎による古典的な研究があり、また掛屋の年貢銀収納と一橋家の財政運営については東野将伸の精緻な議論があるが、殖産政策を生み出す主要因を明らかにするという課題意識から改めて分析と解釈を行う。第三節では、備中一橋領の殖産政策の実施過程を具体的に検討し、流通・金融部門の組織化の実態と、自領紙幣発行後の一橋領の財と貨幣の流れを解明する。これに加えて豪農・村役人層が地域の組織化に果たした役割もここで検討する。そして第四節では、近代移行期の殖産事業の再編過程を概観する。最後に本稿の議論を要約し、備中一橋領の殖産政策が持つ歴史的意義を吟味することにした。

一 備中一橋領の地域特性と幕末期の紙幣流通

(1) 備中一橋領の地域特性

徳川家一門の一橋家は、元文五年（一七四〇）に所領高一〇万石を得て成立した。御三家（尾張徳川家・紀州徳川家、水戸徳川家）に次ぐ家格を持ち、田安家・清水家とともに、御三卿の一角を占める。瀬戸内地域の備中国には、文政十年（一八二七）に所領（約三・三万石）を得て、以後、維新时期に至るまで約四〇年に渡ってこの地域を支配した。

一橋家が所領を得た備中国は、いわゆる非領国地域に相当する。幕領（幕府領、天領）・中小藩領・旗本領のほか、岡山藩の飛地領など、約三〇の所領が錯綜して存在した。図1は備中のこうした所領の錯綜状況を概観するため、郡別に幕領・一橋領と藩領・旗本領の石高の割合を示したものである。備中の石高三七万石余のうち、石高の分

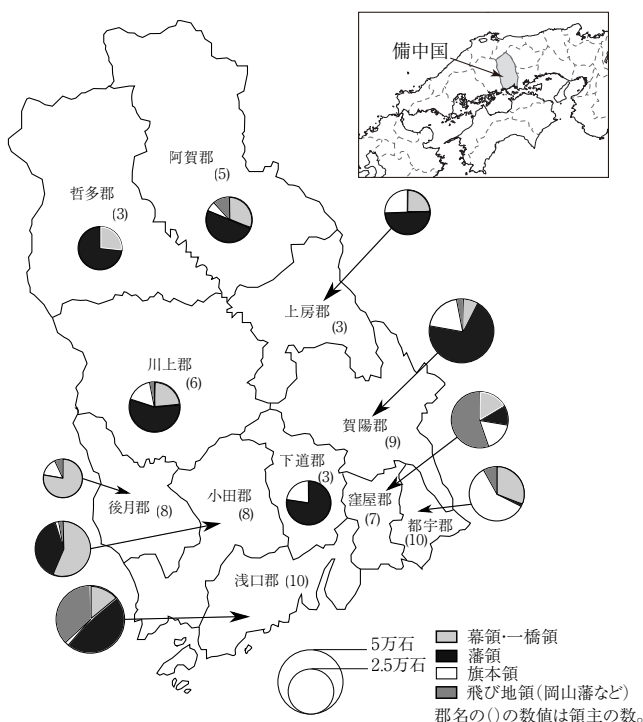


図1 幕末維新期の備中各郡の石高と所領割合

典拠:筆者作成。

注:石高データと地図は『旧高旧領取調帳』近藤出版社、1978年による。

所領比定には久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年、85-87頁、を一部参考にした。

布は、北部の山間地域に較べ、肥沃な農村地帯が広がる南部諸郡に石高が比較的に稠密である。所領別では、最も石高が多かったのは幕領五・三万石（二四・二％）、次いで備中松山藩五万石（一三・五％）で、以下、岡山藩領三・七石（二〇・一％）、一橋領三・三万石（九％）が続く。郡別の割合では、備中北部の各郡が藩領が占める割合が高く（備

中松山藩領・新見藩領など）、南部は鴨方藩（二万石）・足守藩（一・九万石）・岡田藩（一・四万石）があった浅口郡・賀陽郡・下道郡を除き、幕領・一橋領・旗本領の比率が高くなり、非領国的な地域特性をより強く帯びることになる。このうち、一橋領は小田郡・後月郡・上房郡の三郡に配置された。これらの備中の諸地域は、備中南部の拠点・倉敷に置かれた幕府の倉敷代官所が中核となり、諸藩・旗本領の間で藩役人や地方役人による日常的な利害調整がなされ広域的な地域秩序が形成されていた。⁽¹⁸⁾一橋家の殖産政策もこうした地理的環境のなかで生成と展開を遂げた。

表1 文政10年(1827)一橋家の所領分布

国名	村数	石高	比率	備考
	(村)	(石)	(%)	
摂津	54	14,747	(12.3)	大坂川口代官所支配
和泉	54	18,551	(15.5)	同上
播磨	64	21,755	(18.2)	同上
備中	45	33,513	(28.1)	備中江原代官所支配
武蔵	13	13,042	(10.9)	
下総	9	4,385	(3.7)	
下野	17	6,161	(5.2)	
越後	64	7,275	(6.1)	
合計	320	119,429	(100.0)	

典拠：宝塚市史編集委員編『宝塚市史 第二巻』宝塚市、1976年、533頁、岩城卓二「幕末期の摂津国一橋領」47頁より作成。

注：石高は小数点以下四捨五入。比率は小数点2位以下四捨五入。摂津国の村数は、『宝塚市史 第二巻』の合計値から算出。

表2 備中一橋領の石高と人口(天保3年調査)

郡名	村数	石高	人口	家数	1村落あたり			1世帯あたり	
					石高	人数	戸数	持高	家族数
	(村)	(石)	(人)	(戸)	(石)	(人)	(戸)	(石)	(人)
小田郡	29	14,512	16,190	3,710	500.4	558.3	127.9	3.91	4.36
後月郡	26	12,594	16,203	3,671	484.4	623.2	141.2	3.43	4.41
上房郡	9	6,106	2,886	770	678.4	320.7	85.6	7.93	3.75
合計	64	33,212	35,279	8,151	518.9	551.2	127.4	4.07	4.33

典拠：一橋徳川家文書E1-24「備中国上房郡小田郡後月郡村々様子大概書」(天保3年)より作成。

注：一橋領石高は小数点以下四捨五入。1村落あたりの数値は、小数点2位以下四捨五入。

1世帯あたりの数値は小数点3位以下四捨五入。1村落あたり・1世帯あたりの合計欄には平均値を示した。

一方、一橋家の所領全体において備中が占める割合はどの程度であったろうか。表1は文政十年の一橋領の所領分布状況を示したものである。⁽¹⁹⁾幕末期の一橋家の所領は、関東・畿内近国・備中の三つから構成された。西国の所領は、大坂川口代官所支配の摂津・和泉・播州の三国を除くと備中のみに所領があり、国別の石高では、備中が三・三万石(二八・一%)と所領のなかで最も多い。所領分布の上では、備中一橋領は一橋家のなかで重要な位置を占めたことが分かる。実際、備中には独立した代官所が後月郡西江原村に置かれ(江原役所)が置かれ、大坂川口代官所とは別に代官が派遣されていた。⁽²⁰⁾

次に備中一橋領の石高・人口・戸

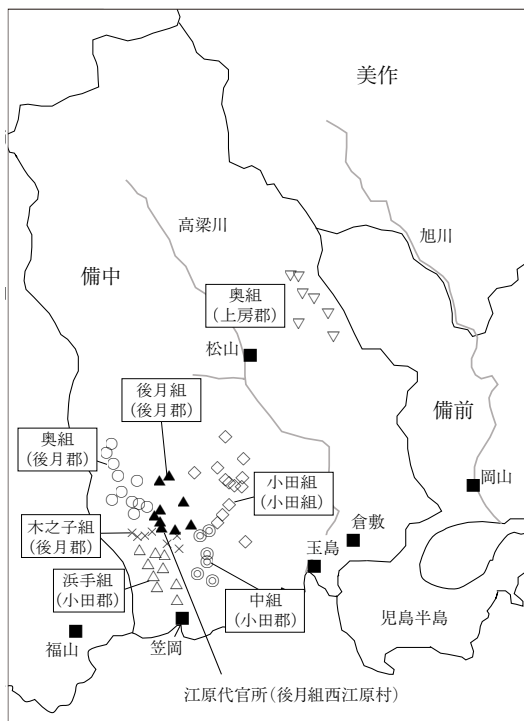


図2 備前一橋領における広域行政区域(組分け)

典拠:『井原市史 Ⅰ』595頁、『井原市芳井町史 通史編』343頁より作図。

数などの基礎情報を天保三年(一八三二)の調査から把握しておこう(表2)。小田郡・後月郡・上房郡三郡に三・三万石余の所領があり、村数は六四ヶ村、人口は三・五万人余、家数は八〇〇〇戸余ほどであった。一村あたりの規模は、平均一二〇〜一四〇戸ほど、五〇〇人〜六〇〇人の領民からなつた。一世帯あたりの持高は、小田・後月郡で三・四石、山間部の上房郡で八石弱、家族の世帯規模は四人前後である。こうした一橋領の人口や家族のあり方は、後述する一橋領の生産高や貨幣流通量を捉える上で基礎的な前提となる。

これらの備前一橋領の村々は、非領国地域の幕領や旗本領に一般的に見られるように、領主側の支配・行政機能が弱く、基本的に現地の村役人層らに依拠する形で支配と統治が実現された。御三卿一橋家でも、当主は江戸に常住し、遠隔の所領地には年貢徴収を目的に代官が派遣されるのみで、大名領国のような強固な支配体制は望めない。備前一橋領の所領支配は、幕領などと同じく、現地の村役人層らの自治・行政機能に依存する形でなされたのである。

備前一橋領では、三郡六四ヶ村が地域ごとに七組に分けられ、錯綜した所領を超えて、広域的な支配・行政が行われた(図2)。小田郡には小田組・中組・浜手組、後月郡

には後月組・奥組・木之子組、そして上房郡には奥組があり、各組では代表として「郡中惣代」が選出され、豪農・村役人層によって広域的な所領支配が実現していた。また、代官所近くの木之子村（木之子組）には下掛屋・平木家がおり、備中一橋領内の年貢収納や金融面において重要な役割を果たした。⁽²³⁾

(2) 幕末維新期の備中の紙幣流通

文政十年（一八二七）以降の備中一橋領において、最大の問題の一つが周辺の藩領・旗本領から流入する銀札（紙幣）の弊害であった。⁽²⁴⁾ 所領が錯綜した備中地域では、他の非領国地域と同様、数多くの紙幣（藩札・旗本札・商人札・町村札など）が所領を飛び越えて流通する。これらの地域的な貨幣は流通が安定した時期においては、幕府正貨に代わって小額の支払手段を人々に提供し、地域経済を支える。それゆえ、ひとたび不安定化すると地域全体に大きな影響を与えることになる。

備中地域全体において銀札流通が不安定化するのには、天保期（一八三〇―四四）を境に起きた金銀交替がきっかけであった。⁽²⁵⁾ ここで金銀交替とは、近世後期以降に登場する銀で造られた南鐐二朱銀などの小額「金貨」が、丁銀や小玉銀などの秤量銀貨に代わって一般化したことを指す。この貨幣的な現象によって、それまで銀貨（正銀）にリンクしていた備中所領内の各藩の藩札が、それぞれ独自の金相場を持つようになり、やがて各藩が財政逼迫などを理由に、競い合うようにして藩札相場を札安へと誘導していく。この諸藩の紙幣相場の競争的な減価とそれに伴う紙幣流通の不安定化は、安政初年に金一両を銀札八八匁とする固定の金相場が備中の標準的な金相場として定着するとやがて終息へと向かう。この標準相場は備中南東部の倉敷の領民が主体となり、周辺の町場や所領と間で緩やかな相場協定が結ばれたことに端を発したもので、以後、一橋領のある南西部へも適用範囲を拡げていく。

備中一橋領において他領銀札の弊害が顕在化し始めるのは嘉永期（一八五四―五四）頃からのことで、その悪影響

が最も甚大であったのは安政期（一八五四―一六〇）であったようだ。安政初年に備中南東部で標準金相場（金一両＝八八匁）が成立すると、備中地域の貨幣秩序は安定化していくが、それは同時に備中南東部で駆逐された「悪貨」が南西部へと大量に流れ込んでいくことを意味していた。これを受けて、備中一橋領では他領銀札へのさまざまな対応がとられることになる。

表3は、そうした最中、備中一橋領各組の郡中惣代七名が他領銀札への対抗策を求めて江原代官所に提出した「向々御銀札ニ而難渋之始末書上帳」によって、当該期の備中一橋領への紙幣の流入状況を示したものである。⁽²⁵⁾この「書上帳」に載せられたのは、合計一七三種の紙幣であった。備中に所領を持つ殆ど全ての領主が発行主体の名に連ねており、なかには寺院札などに類する紙幣も存在した。安政四年段階での流通分は八三種、不通用は九〇種、一匁以上の札は八四種、若干減価して流通した一匁未満の「小札」は八九種にのぼる。史料上では、少なくとも百種類弱の紙幣が幕末期の備中一橋領で流通していたことが確認されるわけである。

これらの他領銀札は、とりわけ地域経済と域外経済の結節点において大きな問題を引き起こす。流通範囲が限定された地域的な紙幣は対外的な決済機能を有せず、幕府正貨の代わりとはならないからである。領主財政との関わりでは、毎年一定の正金銀が必要となる年貢納入期に、紙幣の引替遅延・減価・札潰れなどが深刻な問題となった。民間市場では、域外からの移入品、とりわけ肥料（金肥）の購入が対外的な支払手段の不足により滞り、領内の生産活動に大きな影響を与えることになった。

備中地域を流通した紙幣は、年貢の納入においては庄屋および掛屋（一橋領では下掛屋）のレベルまで通用した。例えば、嘉永二年に倉敷村・安江村（幕領）の年貢銀として庄屋に納入された岡田銀札は五貫五八一匁に上ったが、同藩での引替渋滞により年貢納入に遅延のおそれが生じていた。⁽²⁶⁾また備中一橋領でも「書上帳」で郡中惣代らが強調したように、各地の札場において引替には十四、五日の日数と手数料（歩通り）も要求され、「遠方罷出失費」が村

表3 幕末期備中における発行紙幣（安政4年頃）

No.	発行元	郡名	番号	流通状況	備考
1	丹波亀山藩 (玉島)	浅口	1番	×	
			2番	○	当初65、6枚→現在88枚
			3番	×	
2	松山藩	上房	4番	○	64、5枚→潰れ（1837年頃）→印判・64、5枚→83枚
			5番	○	1851年頃より永銭札1両100枚
3	摂津長谷川氏 (大内札)	窪屋	6・7番	×	1849年頃潰れ。6番を細工して再流通、1851年頃潰れ
4	庭瀬藩	都宇	8～11番	×	1842年頃より潰れ
			12番	○	1両100匁（赤き判）
			13番	○	1両300枚（押掛印）
			14番	×	永銭札
5	津山藩	—	15～16番	×	当初金1両64、5匁、1847年頃潰れ、そのうち2分札・3分札も発行するも近年潰れ
6	早島戸川氏	都宇	17～22番	×	1842年頃より6度発行し、いずれも潰れ
7	新見藩	阿賀	23番	×	最初1両65、6匁→潰れ
8	松山藩（惣社）	賀陽	24番	×	
9	伊勢亀山藩 (中津井)	阿賀	25番	×	
			26番	○	減価の後、金1両130匁
			27番	×	
10	岡田藩	下道	28番	○	1両150枚。特に両替困難
			29番	○	1両100枚
11	戸川氏（撫川）	都宇	30～34番	×	1842年頃より1両65、6匁で発行するも札潰れを頻発。古札へ押掛印もあり。
			35番	○	減価の後、1両100枚
12	浅野氏（三原）	—	36番	×	
13	足守藩	賀陽	37～44番	×	半年・1年ごとに発行するも札潰れを頻発。37～39番は同種類
	(井原引請)	後月	45・46番	○	1854年頃より流通。1両98枚。大津寄家引請
14	戸川氏（妹尾）	都宇	47・48番	×	47番は発行より3年ほどで潰れ
15	岡山藩（五流札）	—	49番	×	潰れ。岡山藩札の流通状況が悪化した際に、金子取入れのために発行
16	成羽藩	川上	50・51番	×	50番潰れの後、1、2年後に51番を発行
			52番	○	51番潰れの約1年後、古札へ押掛印して再発行。1両65匁→500匁
17	榊原氏（津寺）	都宇	53～56番	×	
			57番	○	減価の後、1両98枚
18	三河長沢 (入江新田)	小田	58～60番	×	
			61番	○	1両100枚
19	勝山藩	—	62番	×	
20	美作西川山崎家	—	63番	×	
21	広島藩	—	64番	×	
			65番	○	1%まで減価
22	花房氏（高松）	賀陽	66番	○	減価の後、1両150匁
23	戸川氏（帯江）	都宇	67番	○	減価の後、180枚通用（1両180匁カ）

24	摂津二階堂氏(玉島)	浅口	68番	○	減価の後、金1両120匁
25	摂津麻田藩(川面)	小田	69番	○	金1両100匁
			70番	○	金1両98匁
			71番	○	金1両130匁
26	六条院(井原)	後月	72番	○	1849年頃発行、減価の後、金1両98匁
27	池田氏(井原)	後月	73番	○	1849年頃発行、準備金次第で金1両98匁か120枚となる
28	水谷氏(布賀)	川上	74番	○	減価の後、金1両130枚
29	岡山藩	一	75番	○	1匁銀札、安政元年(1854)の札潰れにより7匁→1匁
			76番	○	10匁銀札、安政元年(1854)の札潰れにより70匁→10匁
			77番	×	76番10匁銀札の改造札
			78番	○	68匁→88匁(安政初年発行)
30	宮内藤井家	賀陽	79番	×	
31	宮内町会所	賀陽	80番	○	68匁→120匁
32	福山藩(地頭)	川上	81・82番	×	
33	鴨方藩	浅口	83番	○	減価の後、金1両88枚
34	福山藩	一	84番	○	金1両70枚内外で流通

典拠：一橋徳川家文書 E1-50「向々御銀札ニ而難渋之始末書上帳」安政4年2月。

拙稿「安政四年の紙幣目録」。

注：「No.」は典拠史料の配列順序。「郡名」のうち、典拠史料に発行場所の情報がないものは、発行元の居城・陣屋所在地を採用した。「番号」は原史料の「書上帳」に付されたものである。「通用状況」の「○」は安政4年段階で通用中のもの、「×」は不通用のものである。「備考」には、紙幣の金相場や札潰れの状況などを摘記した。年代は安政4年(1854年)を基点として算出。例えば、史料上「14、5年以前」とある場合は、「1842年頃」とした。発行地の地理的分布については、拙稿「安政四年の紙幣目録」16頁参照。

役人層たちの負担となっていた⁽²⁷⁾。また引替困難な銀札は一定の割引を受けて、最終的に掛屋の手元を集まることになる⁽²⁸⁾。いわば、小農を中心に、年貢を納入する領民たちにとっては、村請制の枠組みを通じて、他領銀札は年貢にも支払い可能な通貨となっていたのである。このことは銀札の流通を拡大させるとともに、その弊害も増幅させる。以上、本節では備中一橋領の地域特性と幕末期の貨幣流通の状況を整理した。次節では殖産政策を生成する契機となる他領銀札の弊害の実態と領民たちの訴願運動を見ていこう。

二 他領銀札の弊害と領民の訴願運動

(1) 他領銀札の弊害の構造的要因

安政三年(一八五六)十月二十六日、一橋領民から一通の歎願書が提出された。差出人は不明だが、差出日が郡中惣代七名が一橋家本邸に越訴した年月日と共通することから(後掲表9参照)、その

時の願書と推定される。ここには他領銀札が引き起こす問題が簡潔に記されている。⁽²⁹⁾

〔史料1〕

(前略) 百姓共穀物諸産物御私領内之市町商人江売払代物には銀札請取御年貢調達仕来、御領知内ニ相応之町場商人等も無御座候故、肥類其外都而御他領地内へ買入、御領知へ払出候ニ付、金子而已相渡候成行に御座候、近來御他領諸商人自儘に相場相立、銀札寄合を相掠高利を貪り、御領知百姓御年貢ニ引当請取罷在候銀札御引替無之、不通用ニ相成、御年貢小前之ものより取立方差支(後略)

ここからは、領内産物の他領商人に売却し、代金は他領銀札で受け取り年貢銀を調達していたが(a)、領内に流通機能を担う町場・商人などがなかったため、肥料などを他領から購入しており(b)、そのため、他領商人から受け取った銀札は銀札相場の操作や引替の渋滞によって不通用となり、最終的には年貢徴収に困難をきたすことになっていたことが窺える(c)。

では、具体的に備中一橋領における年貢徴収のあり方はどのようなものであったか。⁽³¹⁾表4は、この点を確認するため、元治元年(一八六四)から五ヶ年分の年貢納入の実態を整理したものである。この数値は一橋家の所領が維新政府に収公された際に民部省に提出されたもので、領主財政レベルの徴税実態を反映したものと評価できる。米納・銀納を比較するため、銀納高は帳簿上で記される石建ての数値で示し、比較のため金換算値を示している。

まず元治元年から明治元年まで、備中一橋領の物成高は約一万一〇〇〇石余で変化はない。石高(三・三万石余)から算出される貢租率は約三四%であった。また米納約六〇〇〇石(五五%)、銀納五〇〇〇石前後(四五%)で納入され、米納と銀納の割合はほぼ六対四であった。⁽³²⁾備中を始めとする西国幕領などでは、十分一大豆代銀納と三分一米代納の徴租法が一般的であったから、計算上もこれに合致する(110+1/3=143...)。単純に計算して、一橋領の一世帯あたり、年間一・四石(両)程度の年貢負担が求められたわけである(表2参照)。銀納に相当する貨幣(銀

表4 備中一橋領の年貢高と米納・銀納割合（元治1年～明治1年）

年代	物成高	米納高		銀納高		銀納高 金換算	金相場	米相場
	(石)	(石)	(%)	(石)	(%)	(両)	(匁)	(匁)
元治1年(1864)	11,620	6,427	(55.3)	5,193	(44.7)	10,967	96.3	205.3
慶応1年(1865)	11,659	6,459	(55.4)	5,200	(44.6)	13,632	119.3	306.3
慶応2年(1866)	11,143	6,157	(55.3)	4,986	(44.7)	17,465	158.1	534.1
慶応3年(1867)	11,689	6,464	(55.3)	5,225	(44.7)	10,113	178.6	343.1
明治1年(1868)	11,238	6,208	(55.2)	5,029	(44.8)	23,757	—	—

典拠：一橋徳川家文書 E1-172「備中国後月郡之内五ヶ年歳入取調帳」明治3年。

注：数値は典拠史料巻末にある備中3郡64ヶ村分の年貢高数値を使用した。

物成高・米納高・銀納高は小数点以下四捨五入した。

() 内の数値は物成高に対する米納高・銀納高の比率。

銀納高は三分一銀納・十分一銀納・定石代銀納の合計。銀納の種類ごとに換算に用いられる米相場が異なる。米相場の数値はそれらの算術平均したもの。

銀納高の金換算値は原史料の永銭勘定（金1両＝永銭1000文）の数値を用いた。

札）収入は、小農たちは米や商品作物を販売することで、あるいは賃労働などを通じて獲得していたことになる。

もつとも、石高制を基準とする領主財政レベルと村・小農レベルの徴税をめぐる米・貨幣の扱いには違いが存在したと想定する必要がある。実際、村・小農レベルにおいては実質的な銀納率は領主財政レベルで見られる数値よりも高かったようだ。例えば、備中を含む一橋領においては現物納に対して「願石代銀納」という形で、貨幣による納入も認められた。後月郡の一橋領の場合、二六ヶ村のうち、十六ヶ村において「願石代銀納」の徴租法がとられていた。また米納の村々においても、米穀輸送にかかる経費や保管時の減損に対する負担から、より有利な代銀納を求めた訴願が行われている⁽³³⁾。また周辺の旗本領などでは、全額金納の徴税法も採用されていた。

次に年貢の実際の輸送状況を確認しておこう。

まず米納分については、備中一橋領の場合、同領に近く湊町・笠岡へ送られ、江戸へと廻送された（図2参照⁽³⁴⁾）。弘化二年（一八四五）には、三艘の年貢廻船が笠岡を出帆し、その内の一番船には二九六石余（三二四七俵余）を積載していた。年貢の廻米にあたっては、村方から笠岡の蔵元の業務を監視するため、村方から庄屋二名が出役湊庄屋・詰庄屋として出勤した。廻米輸送に必要な諸経費は、領内の村々が負担した。

一方、年貢銀は幕領などと同様、村請制によって村々の庄屋から掛屋へと数度に分けて納入された。一般的に、各村の庄屋からは、十月の初納時に年貢銀高の三〇%、十一月の二納時に四〇%、十二月の三納時に三〇%を納入された。集められた年貢銀は一橋領の下掛屋からは、毎年十月～十二月にかけて三度に分けて大坂蔵元へ陸送されるのが通例とされた。³⁶⁾

正金銀が現送される様子を、下掛屋平木家から大坂蔵元木原忠兵衛宛てに送られた年貢銀送り状から確認しよう。

〔史料2〕³⁷⁾

一橋様御年貢銀送り状之事

一銀三百貳拾貫目

差立辻

一銀九百六拾目

納入用

一銀六貫目

御仕法払入

一銀貳貫百目

同断利足

合銀三百貳拾九貫貳百拾匁

内

銀壹貫五百目

但 菰御封印附

金五千五百両

四箱入

右者

一橋様御領知友山勝次様御支配所当酉御年貢銀并口々共書面之通今十七日当地差立為差登候間、着之上御改御請取可被成候、尤江原御役所御書附御案文之通為替証文御差越可被成候、且又払入年賦銀御請取書可被下候、仍如件

表5 備中一橋領から大坂蔵元への年貢銀の陸送

発送日	現送分	備考
嘉永1年 10月27日	金1000両・同1000両 (大坂蔵元預り手形)	銀100貫300目分
11月27日	2800両(2箱入)	銀202貫30目分、不足金400両は 年貢取引通用に書入
12月17日	5500両(4箱入)	年貢銀ほか351貫36匁余分
嘉永2年 閏4月9日	2300両(2箱入)・御裏判証文60 貫目分・大坂蔵元預り手形1枚	嘉永1年分年貢銀209貫189匁余 ほか分
10月26日	1800両(2箱入)	年貢銀ほか100貫300目分
11月26日	2759両・銀500目(2箱入)	年貢銀ほか銀223貫214匁余分
12月17日	5500両・銀1貫500目	年貢銀ほか329貫210目分
嘉永3年 9月10日	1600両・銀20貫目 銀80貫目御裏判証文	嘉永2年分年貢銀194貫821匁余分
10月27日	金2350両(2箱入)	年貢銀ほか100貫300目分
11月25日	金2800両、銀500目(2箱入)	年貢銀ほか215貫805匁分
12月17日	金4100両(2箱入) 銀120貫目御裏判証文	年貢銀ほか359貫490目分
嘉永4年 10月24日	2700両(2箱入)	(年貢銀ほか分)

典拠：平木家文書1-15「御用留」嘉永1～同5年。

注：嘉永2年に御用金200両(一分銀)の陸送があるが、本表には含めなかった。

嘉永二酉年十二月十七日

大坂安土町

一橋御蔵元 木原忠兵衛殿

備中国江原

一橋御掛屋 平木京助

この送り状からは、現送された「一橋様御年貢銀」の実際の内訳を見ることができる。「合銀」三三九貫二一匁のうち、「孤御封印附」の箱に入っていたのは、銀貨が一貫五〇〇目、金貨が五五〇〇両であった。銀一貫五〇〇目は計算から金六〇両弱となる。幕末期、金銀交替後の西日本では、すでに現物貨幣の中心は金貨となっていた訳である。

こうした備中一橋領から大坂への「年貢銀」の陸送は、毎年数度に渡って行われる。表5は、下掛屋平木家の「御用留」から嘉永期の現送の事例を整理したものである。ここからは、毎年一万両前後の「年貢銀」が備中一橋領から実際に大坂へと送られていたことが分かる。十月、十一月、十二月と、年貢銀の初納・二納・三納にあわせて領内から徴収された年貢銀が発送された。

また年貢収納期とは異なり、閏四月(嘉永二年)と九月(嘉永三年)などにも年貢銀の輸送が見られる。これは前年度の納入不足分に相当する。この遅延分には「御裏判証文」が一緒に送付さ

れる。これは大坂蔵元から不足分の貸付を受けた下掛屋平木家の借用証文である。江原代官の裏判があることからこう呼ばれた。⁽³⁸⁾

では、なぜ嘉永期にこうした年貢銀納入の遅延が生じていたのか。先にも見たように、これには備中地域における銀札流通の不安定化が、年貢銀に充てられる正金の確保を困難とさせたことが背景にあった。その具体的な実態を下掛屋平木家は次のように江原役所に対して訴えている。

〔史料3〕⁽³⁹⁾

乍恐以書附奉申上候

御領知備中国村々御年貢銀毎年十二月御差立、正月御金蔵上納日之儀ニ付、大坂御蔵元木原忠兵衛方々品々御願申上候文面之内、備中国之儀、銀札通用之国柄ニ御座候處、近來諸家様方銀札御引替之儀差支候而、時宜ニ寄御蔵元ニ而差略仕、江戸上納方取斗置候儀も御座候、尤此儀者下掛屋平木京助与対談筋之儀ニ而表立難申上儀ニ御座候得共、時節柄御蔵元手元迷惑之儀も御座候旨申立候、此段乍恐左ニ奉申上候

銀札之儀者、表向其御領分限融通之儀ニ可有御座奉存候得共、御領知村々々備中国玉島湊・笠岡湊并近村市場江米綿煙草其外諸品売払候節、多分銀札之交易仕、村々庄屋手元江銀札納込、其俣下掛屋江持参仕候而、備前国岡山御札座始、備中国諸家様方御札場江銀札持参仕候而茂、具数札附留者御座候得共、早速御引替無御座、掛り役人中より金子差支之由相断、三十日目又者五十日目ニ漸步通ヲ以引替出来申候而、大ニ困入申候、右ニ付差掛り金子相揃不申節者、下掛屋々御蔵元江相頼、相对ヲ以御蔵元方ニ而利足附之銀子立替、江戸上納方取斗候儀も御座候

右之通ニ御座候、尤大坂市中金銀融通方之儀者遠境之儀ニ而、私相弁不申候へ共、備中国者銀札通用之国柄、下掛屋手元ニ而内々差略仕、其時節ニ寄御蔵元方厚勘弁方御座候、何卒御蔵元願之通、御聞濟被為成下候ハ、

私儀も何分難有仕合奉存候、以上

嘉永三戌年七月

下掛屋 平木京助

江原御役所

この願書では、冒頭に備中地域の「諸家様方銀札御引替」の渋滞による年貢銀輸送の遅れが大坂蔵元の「手元迷惑」となるとし、大坂蔵元の願書を引きながら、次のように備中の銀札が一橋領内へと流入する経路を書き上げている。

まず一橋領内の産物である米・綿・煙草などが備中南部の主要な港町である玉島・笠岡で販売される結果、年貢銀として各村の庄屋に銀札が納入され、それが掛屋の手元に集中していく（a）。ここで一橋領平木家は庄屋から銀札が「其俣」納入されるとして、自らの負担の大きさを強調する。

次いで掛屋に集まった銀札は、岡山藩の札場や備中各領主たちの札場へ両替のために持ち込まれるが、多くの場合、引替は渋滞し、三十日あるいは五十日目、ようやく「歩通」（手数料・割引分）を支払って両替が可能となる（b）。この数年後、安政四年二月に、流入銀札の「書上帳」を提出した郡中惣代たちも、両替に十四、五日の日数と手数料が掛かること江原役所に訴えていることから、銀札の引替の遅延とコストの増加は、領主への貢納や備中域外への支払手段（正金による決済）を必要とする人々に大きな影響を与えていたことが分かる。

こうして納期までに確保できなかった年貢銀は、大坂蔵元が利子付の貸付で立て替えることになり、遅延分が補填されて江戸一橋本邸に送られることになった（c）。嘉永期の一橋領内の年貢銀の輸送は、一橋領の下掛屋と大坂蔵元の金融・融通機能によつて納期内の年貢銀上納が可能となっていたことが分かるが、それと同時に、この江原役所への願書は、備中地域における銀札の不安定化が、備中一橋領の年貢銀収納を担う下掛屋平木家・大坂蔵元にとつても看過できない段階にまで達していたことを物語る。

では、こうした備中一橋領の状況は、一橋家の財政においてどのような意味をもったであろうか。備中一橋領で殖

表6 一橋徳川家の財政収支（米方）

（単位：石）

	寛政10年 (1798)	寛政12年 (1800)	天保8年 (1837)	嘉永1年 (1848)	安政1年 (1854)	安政3年 (1856)	元治1年 (1864)	慶応1年 (1865)
歳入	30,349	31,069	23,954	24,272	30,039	25,202	22,960	27,038
買上米	5,492 (18.1)	4,707 (15.1)	7,596 (31.7)	8,569 (35.3)	10,245 (34.1)	12,607 (50.0)	10,725 (46.7)	—
備中分	—	—	4,259 (17.8)	4,028 (16.6)	2,391 (8.0)	3,459 (13.7)	983 (4.3)	—
歳出	21,997	25,094	17,889	16,635	22,023	21,573	18,709	22,800
差引	6,569	3,728	3,771	6,052	6,196	1,771	2,470	2,405

典拠：一橋徳川家文書 G1-1～10。

注：小数点以下四捨五入。（ ）の数値は歳入に占める比率。

表7 一橋徳川家の財政収支（貨幣方）

（単位：両）

	寛政10年 (1798)	寛政12年 (1800)	天保8年 (1837)	嘉永1年 (1848)	安政1年 (1854)	安政3年 (1856)	元治1年 (1864)	慶応1年 (1865)
歳入	78,805	61,834	113,331	69,061	80,852	67,814	95,318	143,194
備中分	—	—	6,336 (5.6)	9,158 (13.3)	10,832 (13.4)	7,710 (11.4)	9,858 (10.3)	—
歳出	61,490	48,889	89,889	56,214	57,336	51,670	75,837	139,408
来期繰越	17,315	12,945	23,442	12,847	23,517	16,144	19,482	3,786

典拠：一橋徳川家文書 G1-1～10。

注：表6参照。帳簿上は金・銀・銭・大判金・南鐐銀が計上されている。表の数値は帳簿上の換算率を用いて金建て（両）に換算し直したもののだが、南鐐銀は小額なため除外した。慶応1年は換算率を帳簿上では求めることができないため、前年分（元治1年の換算比を流用した）。

産政策が始動する要因を考えるため、次に一橋家の財政に占める備中所領の位置づけを検討しよう。⁽⁴⁰⁾

一橋家の財政収支を表6・表7に示した。一橋家の財政状況を示す勘定目録（毎年十二月末作成）は、他の領主財政と同様、一橋家の財政は、米方（米建て）と貨幣方（貨幣建て）に大きく分けて記載される。一般会計の財政規模は、幕末維新期の政治情勢に一橋家が密接に関わるようになる元治元年・慶応元年を除き、米建てで三万石前後、貨幣建て七万両ほどであった。利殖を主とするいわゆる「特別会計」などを除くと、一橋家の石高十二万石弱（二石＝一両換算）とはほぼ同等の財政規模であったことが分かる。⁽⁴¹⁾

米方の一般会計には、備中一橋領が成立する文政十年以降から、四〇〇〇石ほどが備中からの納入分として計上されている。米方の歳入全体に占める割合は、天保八年で一七・八％、嘉永元年で一六・六％であった。また安政期以降、歳入に占める備中所領分の割合が減少していく点が注目され

表8 一橋徳川家・歳入の備中関連費目 (単位:匁)

年次	銀高	費目
天保8年 (1837)	180,000 210,000	天保7年分年貢銀 天保8年分年貢銀
小計	390,000	(金 6336 両余)
嘉永1年 (1848)	4,751 4,986 312,717 32,717 699 230,000	弘化3年分年貢銀・小物成 弘化3年分年貢廻米不足石代納* 弘化4年分年貢銀・小物成 弘化4年分口米石代口銀共 弘化4年貢廻米納不足石代金* 嘉永1年分年貢銀
小計	585,870	(金 9158 両余)
安政1年 (1854)	381,988 28,533 63,049 200,000 60,247	嘉永6年分年貢銀・小物成 嘉永6年分口米石代口銀共 嘉永6年分臨時廻米代納 安政1年分年貢銀 嘉永5・6年廻米痛分*
小計	733,817	(金 1万 832 両余)
安政3年 (1856)	360,000 14 180,000	安政2年分年貢銀 安政2年分廻米納不足ほか 安政3年分年貢銀
小計	540,014	(金 7710 両余)
元治1年 (1864)	84,915 49,960 570,000 200,000	文久2年分年貢銀・小物成皆済分 文久2年口米石代口銀分 文久3年分年貢銀 元治1年分年貢銀
小計	904,875	(金 9858 両余)

典拠：一橋徳川家文書 G1-1～9。

注：小数点以下四捨五入。

金銀銭換算比は典拠史料に基づく。

*は金・銭を含む数値を銀建てに換算したもの。

安政3年度は摂津・播州・備中の廻米痛み分(338 両余・銭 3 貫 319 文)が計上されるが、表には含めなかった。

る。それに連動していくように邸臣の切米(扶持米)用の「買上米」が、歳入の五〇%程度を占めるほどまで増加していく。ここからは備中一橋領からの米の現物納の割合を減らし、むしろ市場からの購入によって米を確保する傾向が強まったことが分かる。

貨幣方の一般会計では、備中からは天保八年に六三三六両(五・六%)、嘉永元年に九一五八両(二・三・三%)が納入され、安政三年を除き、一万両程度の歳入とし

て計上されていた(表7)。備中納入分が貨幣収入に占める割合は幕末期に全体の一〇～一三%ほどとなっている。表8には貨幣方歳入にしめる備中関連の費目を抽出したが、これらは下掛屋の史料に基づく年貢銀現送の実態(表4)とも齟齬が少なく、一橋家の一般会計の数値が実態を反映したものであることを支持する。

この一橋家の一般会計と備中一橋領の殖産政策の関係性を捉える上で注目されるのが、元治元年・慶応元年の急激な貨幣方収支の肥大化である。これには幕末期の政治情勢が密接に関わっていた。元治元年、将軍後見職であった徳川慶喜は禁裏守衛総督となり、翌慶応元年まで京都に滞在して、禁門の変などの軍事的な対応にあたることになった。

そのためか、慶応元年に次年度繰越金は三七八六両と、前年度までの一万二両に比べて急激に落ち込むことになる。この数値からは、徳川慶喜の京都での駐屯が一橋家の財政に大きな負担になっていたことが示唆しよう。一橋家が領内全体で積極的に殖産政策に乗り出すのも、この時期以降と考えるべきであろう。事実、渋沢栄一が播州で姫路藩に類似した綿の専売制を実施するのも慶応元年からのことであった。⁽⁴²⁾

以上の点から、畿内近国に先行して安政期に本格化する備中一橋領の殖産政策の契機を、領主財政的な要因から説明することは難しい。実際、次にみるように、江戸の一橋本邸は、備中所領から頻繁に上申される殖産政策の要望に対して、自らの歳入が増えるにも拘わらず冷淡であった。

(2) 「御救仕法」をめぐる訴願運動

幕末期の備中一橋領では、他領銀札の弊害を受けて、領主側に「御救仕法」と呼ばれる一連の殖産政策を求める訴願運動が活発化していく。⁽⁴³⁾ 嘉永期（一八四八―五三）には銀札関連の歎願が確認され、安政四年（一八五七）二月八日の願書には、「当御領知村々共諸家様御銀札のために数年来衰微仕候二付、七八ヶ年以前より右難渋の始末御歎願奉申上候」として、一橋領内独自の紙幣「会所札」の発行を願ひ出るに至った。⁽⁴⁴⁾

この「御救仕法」は、大きく二つの柱に分けられる。一つは町場振興による流通機構の整備であった。既述の通り、備中一橋領は領域的な一体性を欠き、自領内で規模の大きな町場がないことから、領内で完結した経済圏を構築できず、そのため他領との産物・金肥などの取引を介して、他領の紙幣が流入していた。町場振興による流通機構の整備とは、問屋商などの招致・育成を通じて、貨幣と財の循環構造を改革することで他領銀札の弊害を解決しようとしたものであった。

表9 備中一橋領における訴願運動などの推移（嘉永・安政期）

年代	事項
嘉永4年	大谷山開発歎願の越訴（門田村百姓）
安政1年 5月	町場振興のため木綿奨励を献策
安政3年 1月	江原役所へ「御救仕法」実施を出願
3月	江原役所代官友山勝次が江戸へ問合せ
4月	江原役所より新町建設につき達（4、5年前より新町建設の案あり）
6月	江原役所へ「御救仕法」実施を出願
9月	牛馬市開設（江原陣屋新町にて2月～11月に月4日・11日間）
10月26日	江戸一橋本邸へ越訴（惣代：小田郡吉田村庄屋三右衛門、吉田村庄屋俊作、入田村庄屋近之助、御廻米庄屋後月郡西江原村庄屋寿平、小田郡吉田村俊蔵）
11月22日	江原役所へ年貢納入延期を出願
安政4年 2月3日	越訴代表者が帰国
2月8日	江原役所へ江戸再越訴の許可を出願
2月22日	各領主へ紙幣引替要求につき出願（銀札目録を提出カ） 代官友山勝次が江戸へ問合せ（「問合書」）
12月	江原役所へ1ヶ月限定の切手使用を出願
安政5年 3月	産物会所札を本格的に導入（備中標準相場88匁を採用）

典拠：『岡山県後月郡誌』、大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」、『井原市史 Ⅱ』600-614頁、拙稿「安政四年の紙幣目録」などから作成。

注：「問合書」は「備中国御領知村々御救方仕法儀ニ付御内慮御問合書」のこと（『吉備群書集成』第5輯）所収。「問合書」の標題は大山前掲稿により改めた。

もう一つは、自領での紙幣発行である。領内の経済活動に支える貨幣を自らが発行することで、他領銀札に対抗したようとしたものである。独自紙幣の発行によって経済活動を円滑・活性化するとともに、安定性を欠く他領札を駆逐することが目的の一つだった。この政策は、抜本的な解決として訴願者たちに要求されたが、紙幣の発行は幕法に抵触するおそれがあるとして、江戸の一橋本邸も躊躇をしていた。その重い腰を動かしたのが、度重なる訴願運動を展開した領民たちである。

表9は、備中一橋領におけるこの時期の訴願運動などの推移を整理したものである。ここからは嘉永年間には町場進行などの殖産政策が試みられていたことや、領民側の訴願運動が最高潮に達していた安政三年・四年にかけて、少なくとも五度にわたって江原役所や江戸一橋本邸へ訴願がなされたことが窺える。

こうした「御救仕法」をめぐる訴願運動の中心となっていたのは村役人たちであった。とりわけ安政三年十月には、小田郡吉田村庄屋たち五名が江戸一橋本邸へと越訴を敢行している点に注目したい。越訴の負担とリスクを負うだけの動機

付けが彼らにあつたことが意味するからである。⁽⁴⁵⁾ また先にみたように安政四年二月には備中一橋領三郡各組の郡中惣代らが連名で他領銀札への対応を江原代官へ求めている。村請制による年貢徴収においては、まずは豪農・村役人層に他領銀札が集中することになる。そのため、銀札の兌換可能性や金相場の動きは、しばしば年貢未納分を立て替える必要がある彼らの経営にとって重要な問題であつた。

「御救仕法」の立案とその具体化にあつても、郡中惣代や村役人を始めとする現地の領民たちが果たした役割は大きい。この時期に備中一橋領で活発化したのが、さまざまな「献策」の動きである。

嘉永七年（安政元年）五月には、木綿の生産振興策が出されている。まず現材料の篠綿を領内の「木綿織立家々」に一日あたり五〇軒ずつ渡し、年間二万反の白木綿を生産する。そしてその白木綿を大坂ないし備中で販売して、毎年の「御仕法益銀」を得ようという試案である。⁽⁴⁶⁾ 利益は、御上の「御益」ないし「村非常備」に繰り入れるとされた。この振興策は、『後月郡誌』によると、代官友山勝次の起草にかかるものだが、仕法書では「町内繁栄之発端共相成」⁽⁴⁷⁾ るとも主張されていることから、領内の町場商人たちなどからの献策があつたと想定しておく必要があるだろう。

次に見るように、江原代官は所領内の実態調査と改革案の献策を積極的に求めていたからである。

〔史料4〕⁽⁴⁸⁾

（前略）

右立直り方ニ付而者、産物交易方并不通用之銀札等取遣等致様夫々仕法之儀追々取調可及沙汰ニ候得共、素々百姓共爲筋第一往々御領知之衰微ニ不至様ニ与の仕法ニ付、於御役所ニも篤与取調候事ニ者有之候得共、下夕方利弊者村々役人共ニ無之候而者事情難相分儀も有之ニ付、差支又ハ下夕方迷惑之儀も有之候得者、善悪ニ不抱御役所江申立取調受可申候（後略）

すなわち、江原代官による「産物交易方」・「不通用之銀札」の対策案（御救仕法）の策定にあたっては、入念な現地調査が必要となるが、これは「下タ方利弊」は村役人でなければ分からないため、「善悪」に拘わらず、ありのままを江原役所に報告せよというわけである。ここからは、村役人層、あるいはその母体となる豪農層たちの行政と地域運営の能力・機能に大きく依拠する形で、備中一橋領の殖産政策が立案されていたことが読み取れる。

こうした数々の訴願運動と献言は、安政四年に江原代官友山勝次が策定した改革案にも組み込まれ、最終的には安政四年夏までに一橋本邸の了解を取り付けたようだ。これ以降、流通機構の整備と自領札を基調とする備中一橋領で殖産政策が本格化していく。具体的には、「切手札」を発行・貸付する産物会所と、自領産物の集荷・検品などを行う交易会所などが作られ、これらの施設が核となつて領内の流通・金融部門の組織化が急速に進む。

こうした殖産政策が始動する時期の様子は、安政四年八月、江原役所詰め役人角田米三郎が、一橋領に隣接する旗本家池田家領（約一〇〇〇石）の大津寄家に宛てた書状から読み取ることができる。大津寄家は井原陣屋において庄屋・掛屋などを勤めた家で、備中小藩の足守藩札の請札も行うなど経営規模も大きい（表2・45番ほか参照¹⁹）。

〔史料5〕

（前略）

一以来御領知百姓共御私領銀札ニ而損失いたし候儀無之様、差支無之村々者御領知内之穀物産物新町外式ヶ所江持寄、其上最寄市場湊等江正金ニ引替為売捌候積ニ御座候、右ニ而御知行所江差障候儀者有之間敷候得共、委細御取調早々否御申越御座候様いたし度、此段及御懸合候

一御知行所井原村其外ニ而者諸家方ニ而銀札取潰引替差支難儀および候儀等者無之哉、右等之御救御仕法今新規銀札等御取扱ニ相成居候儀ニ候哉、御様子委細承知いたし度候、右之趣為可得御意如斯御座候、以上

（安政四年）
八月十六日

角田米三郎

大津寄忠右衛門様

大津寄所介様

この書状では、省略を加えた前文の下りで、「会所札」発行に至るまえの経緯などが述べられ、次いで以下のように大津寄家に問い合わせている。すなわち、殖産政策の柱となる流通機構の組織化に伴い、自領産物は新たに整備される町場へと独占的に集荷し、最寄の「市場湊」などにおいて販売して正金を獲得することを伝え、その影響が隣接する井原領に及ばないかを確認する(a)。そして、井原領と周辺所領における他領銀札による弊害とそれへの対抗策も照会した(b)。井原の旗本池田領では、すでに備中一橋領に先立ち、安政元年に「市場仕法」を実施し、自領札の発行を基調する殖産政策を実施していた。⁽⁵¹⁾江原役所詰め⁽⁵²⁾の角田米三郎もこうした井原陣屋における政策を念頭に手紙をしたためたのであろう。

この備中一橋領の殖産政策の始動に関わる書状からは、この時期の殖産政策が周辺領域との強い影響関係のなかで行われていることが読み取れよう。自領の規模が小さく、完結した経済圏を構築し得ない、備中南部の各所領では、密接な相互規定関係と相互利害の調整のなかで、所領運営を行うことが求められたのである。⁽⁵³⁾またこうした影響関係は、日常的な政策の情報共有も促す。戦前以来、しばしば典型的な殖産政策と評価された一橋領の政策モデルが、当該期の備中地域を土壤として培われた可能性も想定しておく必要がある。⁽⁵⁴⁾

以上、本節では備中一橋領の殖産政策が生成される起因を探るため、私領銀札の弊害の構造的要因と「御救仕法」を求めた領民たちの訴願運動を検討した。備中一橋領は年貢銀として対外的な支払手段である幕府正貨を毎年一万両程度は確保する必要があり、それが備中地域の紙幣流通の不安定化のなかで既存の徴税の仕組みが機能不全を起こしたことが、嘉永・安政期以降の殖産政策を生み出す契機の一つであった。また財政的な要因に関しては、一橋家の財政に占める備中所領の位置づけを行い、安政期の段階では明確な影響関係が認められないことを示した。これに加え

て、「御救仕法」をめぐる訴願運動を分析し、一橋本邸と備中所領の殖産政策をめぐる温度差、政策立案過程におけるボトムアップの献策の動き、さらに備中地域内に広がっていた周辺所領の殖産政策の存在を示した。いずれも備中一橋領の殖産政策の生成要因としては、この地域内部の要因が基底的であったことを支持する結論となろう。次節では、殖産政策が開始された後の経済構造の変化から、この問題をより掘り下げて検討しよう。

三 殖産政策による流通・金融部門の組織化

安政四年十二月、領民待望の「会所札」の運用が試験的に始まり、殖産政策の中核的な政策であった自領紙幣が備中一橋領を中心に流通し始める。町場の整備や特産品の生産奨励も相前後して進められ、嘉永・安政期、備中一橋領で活発化した銀札関連の訴願運動も急速に収まっていた。本節では、安政四年以降、備中一橋領の殖産政策の実施過程を流通・金融部門の組織化に焦点を当てて分析し、産物会所以後の財と貨幣のマクロな動きを再構成していく⁽⁵⁴⁾。さらに殖産政策が地域社会に生み出した新たな問題についても検討する。

さて、「御救仕法」の柱の一つ流通機構の整備については、新たな町場を核として一橋領内の小農・村落をつなぐ流通経路が急速に構築された。そのなかでは、流通機能を実際に担う問屋・仲買商たちの招致・育成も行われていく。問屋については、産物の域外対象になっていた備中南部の主要な港町・町場である笠岡・玉島・井原から問屋を招致がなされた⁽⁵⁵⁾。これと平行して農村地域からの作物の集荷のために仲買商人の育成も進められた。

後月郡木之子村で安政五年以降に使用された「当村商人御鑑札請印帳」は、この時期の仲買商の育成の養成を伝えてくれる。木之子村は、江原代官所が置かれた西江原村にほど近く、村高は千石ほど、人口約一二〇〇人の比較的

に大きな村である。そのため、文政十二年（一八二九）段階で、職人が大工二人、木挽二人、左官一人、桶屋一人が確認され、すでに一定の商工業的な要素が見られた。しかし、安政四年以降の殖産政策以降、その様相は一変する。

この「鑑札請印帳」には、安政五年（慶応三年）までに、菜種・綿実仲買十人を筆頭にして、合計七一名に鑑札を付与されたことが判明する。その対象業種は大工職・木挽職などの従来からの職人を始めとして、新たに綿実・菜種油・金物類の売買を担う仲買商人へと拡大している。安政四年の殖産政策の始動に伴い、域内の商工業の機能が大幅に梃子入れされていたのである。

こうして育成された仲買人たちには、商売の元手となる資金が交易会所を通じて貸し付けられた。文久元年（一八六一）の事例では、後月郡神代村の仲買武右衛門ら五名に一十一両の資金が不動産（家屋）を抵当に五ヶ年賦で貸し付けられている。⁽²⁹⁾



表の分銅印部分に「八拾八匁替」と篆書で刷り込まれている。

出所：『笠岡市史 第2巻』394頁より転載。

解説は一部改変した。

図3 荏原産物会所札（5厘札）

こうして備中一橋領では、主要産物の木綿・菜種・綿実・煙草（刻煙草）などが、新たな問屋・仲買人らを通じて集荷・移出され、領外での正金の獲得が進められていくことになった。⁽³⁰⁾ また町場から遠い村々については、村ごとに一括で集荷と販売を行い、懸案であった肥料も購入も新たな町場で可能とした。⁽³¹⁾ 所領に広がる約八〇〇〇戸の小農たちをつなぐ流通部門がこうした組織化された。

この流通機構の整備にあわせて、備中一橋領を一つの経済圏とした機能させるための金融組織の整備が進

んでいく。その中心となったのは、産物会所と交易会所であった。産物会所は、備中一橋領の紙幣「切手札」の発行と貸付が主要な業務である。図3は現存する「荏原産物会所」の五厘札である。表面には「八拾八匁替」と安政初年以降の備中地域の標準金相場が篆書で刷り込まれている。産物会所では、こうした紙幣を多数発行し、領内の生産・流通部門へ貸付を行った。また交易会所は、村々より産物を集荷し、産物の品質管理や冥加銀の徴収などを行った。

表10は、産物会所の経営的な特徴を把握するため、産物会所の経営改革時に策定された万延二年（一八六一）一月の収支見込を示したものである。費目は、適宜、借方と貸方に分類して示している。

この万延二年の収支見込からは、会所札の発行高が一万両程度（負債・費用）あり、これをもとに、毎月、操入貸附（年利五％）、六十日切貸附（年利一〇％）、歩質貸附（年利平均一二％）、三十日当座貸附（年利一〇％）による金利収入が見込まれている。金利の低廉な毎月操入貸附は領内の町人・商人らへの短期金融、歩質貸附は次にみる領内産物を抵当とした貸付が主であろう。またこの収支見込みからは、会所運営費二〇〇両が会所札の貸付利益によって原資に賄われていたことが分かる。

現存する産物会所の決算帳簿から、万延二年から明治二年までの収支決算を示したのが表11である。経年的な変化をとらえるため、万延二年は予算書の数値を採用している。ここから産物会所の経営推移を見ておこう。

会所札の発行高は、万延二年段階で一万両であったのが、徐々に増加の傾

表10 産物会所の収支見込み（万延2年度）（単位 金両）

借方（資産）		貸方（負債・費用）	
毎月操入貸附	2,500	切手札摺立合計	(10,000)
60日切貸附	2,000	残札・引替手当金	(4,000)
歩質貸附	1,500	切手札流通分	6,000
30日切当座貸附	1,500	借入金	4,500
貸付利子合計	650	借入金利子	450
会所遣込元金*	3,000	会所運営費**	200
合計	11,150	合計	11,150

典拠：一橋徳川家文書 II-58「産物会所方仕法向見込書」万延2年1月。

注：* 史料の表記は「切手仕入金借入金利間損普請入用操替貸附不相成候分会所遣込大積り相立候分」。

** 「会所諸入用大積之分」・「会所惣取締役世話料」・「掛り詰番之者拾人之者世話料」の合計。

表 11 備中一橋領の産物会所の経営（万延2年～明治2年）（単位：金両）

費目	万延2年1月 (1861)	文久3年2月 (1863)	文久4年2月 (1864)	慶応3年3月 (1867)	明治2年 (1869)
札 発行高	10,000	13,083	13,083	15,313	26,943
有札	4,000	4,544	4,384	1,453	5,610
流通高①	6,000	8,539	8,699	13,860	21,333
借入 拝借金	—	5,250	6,500	?	—
大坂蔵元借入	—	1,000	1,000	?	—
郡中身元之者	—	1,796	1,796	?	—
所々借入	—	1,873	1,284	?	—
その他	—	40	—	?	—
借入小計②	4,500	9,959	10,580	13,669	—
小計①+②	10,500	18,498	19,279	27,529	—
有金 有金	—	831	952	384	—
貸付 繰替貸	2,500	3,345	3,051	2,268	—
60日切貸付	2,000	2,419	2,197	1,736	—
当座貸付	1,500	5,744	6,757	10,504	—
歩質貸付	1,500	1,839	1,585	4,313	—
年賦帳貸	—	—	—	788	—
その他	3,000	320	—	1,766	—
有金・貸付小計③	10,500	14,498	14,542	21,759	—
差引①+②-③	0	-4,000	-4,738	-5,769	—

典拠：一橋徳川家文書 C6-4、同 I1-62、同 I1-64、同 I1-70。

小寺昌良家文書・近世 12-5 (394)「産物会所惣勘定扣写」元治2年丑2月上旬写。

注：万延2年1月は予算書の数値。当座貸付には30日切貸付を含む。

小数点以下四捨五入。「—」は史料上に計上されていない数値。

向を見せ、明治二年には二万両を突破する。幕末期の物価騰貴に伴って貨幣供給量を増加したことを加味する必要があるが、同時に産物会所の経営が拡大していく傾向にあったことを示すだろう。こうした発行量・経営規模の拡大に合わせて、一橋家や大坂蔵元、領内資本（「郡中身元之者」）からの会所運営資金の借入額も増加している^(註)。

一方、領内の生産・流通部門への貸付も同様に増加している。元治二年の予算額で一萬兩余であったが、慶応三年には二・一萬兩にまで増え、会所札の発行高の増加率を上回っている。収支の差引額も五千兩前後のマイナスで推移しており、経営状況は万全とはいえない可能性があるものの、産物を抵当した歩質貸付や三十日程度の短期の信用供与の割合が増加しており、確実に一橋領内の経済活動の中核を占めるに至ったと考えてよいだろう。

特に歩質貸付は領内の産物の出荷と移出に関わり重要である。万延二年一月、産物会所の運営規定をまとめた「産物会所取締書」のなかにも歩質は流通

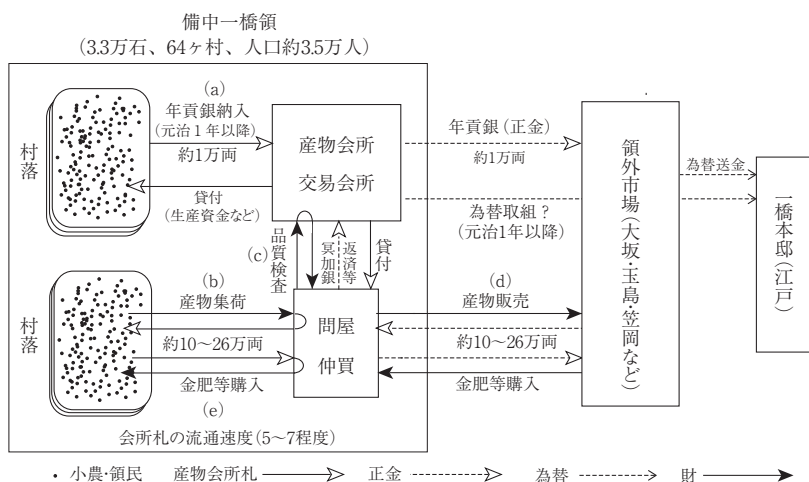


図4 備中一橋領の財と貨幣の流れ (安政4年・産物会所札発行後)

に関わって取り決めがなされている。例えば、「刻煙草之儀者外品物与違、仮令歩質二入有之候とも品物を湊迄為差出、為替金を以請銀為払入不申候而者差支候儀も有之」や、「交易会所二而繰綿其外歩質不遣候而者、産物出方二も差支候二付」などであり、移出産物を抵当した金融が備中一橋領内の産物の集荷と出荷に密接に関わっていたことが窺える。仕組みとしては、藩札による集荷資金の貸与と共通するが、慶応期の播州の一橋領の殖産政策の事例から類推すると荷為替金融を行っていた可能性も考えられる。⁶²⁾

次にこうした点を踏まえ、安政四年末に産物会所札が発行されてから、備中一橋領の財と貨幣の流れがどのように変化したかを、産物会所札の還流経路と会所の金融機能を中心にモデル化した図4から確認しておこう。ここでは行論に関係して、(a) 年貢徴税などの公金部門と、(b) (d) の領内の産物・金肥などの取引に関わる民間部門の流れに注目しておこう。

まず (a) 公金部門に関しては、元治元年 (一八六四) には領内の年貢銀の管理が産物会所へと移管され、掛屋の機能を持つようになったことが注目される。⁶³⁾ これは、これまで年貢銀の収納を担っていた下掛屋平木家が「近年中国筋銀札崩れの流弊」によっ

て経営悪化したため、公金の取り扱いを行わなくなり、代わりに池田丹治郎らが一橋領の豪農・村役人層が産物会所で「仮掛屋」を勤めることになったことが背景にあった。⁽⁶⁴⁾ なお、年貢銀の規模は、前節でみたように一万両程度である。また元治二年には、米納村六ヶ村が年貢米納入にかかる経費の一部「御廻米納不足石代」を産物会所へ納入していることが確認される。⁽⁶⁵⁾ また明治三年（一八七〇）には、「救民仕法金」・「非常御備仕法金」として後月・小田・上房三郡六七八人に貸し付けられた五〇二両余の一部（一二二両余）も「産物会所二而立替払相渡」すことにもなった。⁽⁶⁶⁾ 年貢銀の取り扱いを開始したことで、殖産政策を主導する産物会所に公金部門の取引が集中していったといえよう。⁽⁶⁷⁾ 次いで、民間部門の貨幣・財の流れは、六四ヶ村・約三・五万人の領内の産物の集荷と金肥などの販売を中心した（b）（c）（d）の流れにまとめることができる。

まず領内の村々からは、小農ないし村単位で問屋・仲買が産物会所札を用いて産物の集荷を行う（b）。町場に集まった産物は、品質検査などのため交易会所に一度まとめられ、冥加銀も徴収されたと考えられる。会所から問屋・仲買へは集荷用の資金として産物会所札の貸付も行われたであろう（c）。次いで産物は問屋によって領外市場（大坂・玉島・笠岡など）に移送され、ここで売却される。産物代金の一部は、金肥などの領外商品の購入に当てられるとともに、貸付を受けた会所札の返済に充てられたと推測される。領内に移入された金肥などの商品は、再び一橋領の村々に産物会所札を介して売却され、農村地帯に広がっていく（e）。こうした貨幣と財の還流ルートは、藩領における専売制とほぼ共通するが、嘉永期以降、他領銀札の弊害に悩まされた備中一橋領にとっては、かつての紙幣問題を抜本的に解決する画期的な変化であったといえよう。

次にこうした産物会所札発行後の備中一橋領の経済循環をマクロ的な視点から捉えてみよう。表12は、明治三年の小田郡・後月組の一橋領の「国産類」の調査書を整理したものである。繰綿九〇〇〇俵（六万五二五〇両）を筆頭に、古手・煙草などの備中一橋領内の生産量二四・五万両余（①）が書き上げられている。調書では、質屋・材木類など

表 12 備中一橋領の域内生産量（明治3年、小田郡・後月郡）

産物名 業種名	生産・取引量			冥加銀		
	数量	代金	比率	銀高	比率	金換算
		(兩)	(%)	(匁)	(%)	(兩)
繰綿	9000 俵	65,250	(25.0)	4,500	(7.8)	51.14
煙草大のし	800 駄	3,600	(1.4)	400	(0.7)	4.55
煙草小のし	3600 駄	16,200	(6.2)	1,800	(3.1)	20.45
古手	1000 丸	40,000	(15.4)	3,000	(5.2)	34.09
白木綿	1100 丸	20,625	(7.9)	1,650	(2.9)	18.75
畳表	4000 丸	11,363	(4.4)	5,000	(8.7)	56.82
蒔蒔玉	3000 駄	7,500	(2.9)	2,700	(4.7)	30.68
竹皮	200 駄	270	(0.1)	100	(0.2)	1.14
同ばら皮	30 駄	270	(0.1)	90	(0.2)	1.02
木附子	200 駄	600	(0.2)	600	(1.0)	6.82
紫根	50 駄	319	(0.1)	100	(0.2)	1.14
炭	2000 駄	2,045	(0.8)	1,200	(2.1)	13.64
諸雜穀	9000 石	28,125	(10.8)	9,000	(15.6)	102.27
油	720 石	13,500	(5.2)	4,320	(7.5)	49.09
酒造高	5000 石	31,250	(12.0)	15,000	(26.0)	170.45
醬油	1500 石	4,688	(1.8)	2,250	(3.9)	25.57
小計①		245,604	(94.3)	51,710	(89.5)	588
質屋		5,000	(1.9)	1,500	(2.6)	17.05
材木売		3,000	(1.2)	1,200	(2.1)	13.64
薪売金高		500	(0.2)	200	(0.3)	2.27
紙類問屋		500	(0.2)	250	(0.4)	2.84
桐木問屋		600	(0.2)	300	(0.5)	3.41
塩問屋	1320 石	1,500	(0.6)	660	(1.1)	7.50
八百屋物売		700	(0.3)	350	(0.6)	3.98
瀬戸物類売		200	(0.1)	100	(0.2)	1.14
下駄問屋		500	(0.2)	250	(0.4)	2.84
蟹附油蠟燭問屋		200	(0.1)	100	(0.2)	1.14
秣味噌問屋		150	(0.1)	75	(0.1)	0.85
石灰問屋		100	(0.0)	50	(0.1)	0.57
肥類問屋		2,000	(0.8)	1,000	(1.7)	11.36
小計②		14,950	(5.7)	6,035	(10.5)	69
合計①+②		260,554	(100.0)	57,745	(100.0)	656.19

典拠：一橋徳川家文書 E1-161「御領地備中国小田後月両郡村々御国産類凡調書」

明治3年より作成。東野将伸「豪農経営と親族ネットワーク」表1を参照した。

注：小数点以下は四捨五入。冥加銀の原史料の金銀換算相場（金1両88匁）を用いた。同相場は、当該期の備中標準金相場に相当する。白木綿1丸は50反。

の商工業関係の費目も計上されており、新たに整備した流通部門の年間の取引高とみられる数値も書き上げられている（②）。備中北東部の上房郡は産物の集荷対象に含まれていないため含まれていないが、この表からは備中一橋領の商工業分野における域内生産量が少なくとも年間二六万両程度であったことが分かる。

ではこれに対する「会所札」の規模はどれほどであったろうか。表13は明治二年時（一九六九）の備中一橋領の紙幣発行高をまとめたものである。先述の通り、安政五年（一八五八）の殖産政策開始時、一万両前後であった会所札の発行高は、十年を経た明治二年には二・七万両程度にまで膨らんでいた。紙幣の枚数では、およそ二〇〇万枚になる。単純に計算して、備中一橋領の領民一人あたり一両弱（六七匁余）、一世帯あたりでは三両強（二九〇匁余）の会所札が発行されていたことになる。

発行された紙幣には、古札と新札があった。古札は一寸から五厘までの額面があり、新札は一寸とやや高額面の種類が発行高として計上されている。おそらく幕末期の物価騰貴と取引量の増大に対応して、市場への貨幣供給量の増加させることを意図したものであろう。⁽⁸⁾発行合計高(「惣高」)のうち、極印が押されて流通に投じられたものが、二・二万両、会所で保管されていたものが五六一〇両であった。会所保管分は、必要に応じて商工業者への貸付を通じて取引に使用されたと考えてよい。

表 13 備中一橋領の紙幣発行高(明治2年時)

額面等		発行高	名目	枚数
		(両)	(銀匁)	(枚)
古札分	1 匁札	13,494	1,187,510	1,187,510
	5 分札	692	60,858	121,716
	3 分札	465	40,950	136,500
	2 分札	453	39,861	199,307
	1 分札	115	10,121	101,208
	5 厘札	114	10,000	200,000
古札摺立分①		15,333	1,349,300	1,946,241
	極印あり	13,333	1,173,300	
	極印なし	2,000	176,000	
新札	10 匁札②	11,610	1,021,680	102,168
	極印あり	8,000	704,000	
	極印なし	3,610	317,680	
	惣高①+②	26,943	2,370,980	2,048,409
	通用高	21,333	1,877,300	
	極印なし	5,610	493,680	

典拠：一橋徳川家文書 C6-4「御改正御取締御廻村御用留」明治2年7月より作成。

注：小数点以下四捨五入。発行枚数は発行名目高と紙幣額面より算出。

両建ての発行高・銀建ての名目高は典拠史料の数値による。史料上の両者の換算率は「但両替八拾八匁替」とあり金1両88匁を使用した。

この明治初年の備中一橋領の紙幣発行高は、この地域の経済活動においてどのような意味を持ったであろうか。先にみた域内生産量二・六万両と発行高二・七万両とでは、約一〇倍近い差がみられるが、こうした一定の差が生ずることは産物会所の運営者たちも早くから認識していた。万延二年の「産物会所取締書」によると、「拾万両産物代金相納候融通ニ候得者、貳万両位之切手之融通為致相当可致哉」として、一〇万両の域内の産物を「融通」させるには、二万両ほどの切手札の発行・流通量が「相当」(適當)であろうという考えを示している。⁽⁹⁾一〇万両分の領内産物に対して、紙幣の発行量はその五分一の一・二万両で十分という認識を持っていたと言えるだろう。

この域内生産量と発行量の差の意味は、貨幣の流通

速度を加味することで整合的に理解できる。「産物会所取締書」において、会所運営人たちは会所札の引替金について、「是迄六千両程之切手遣ひ高二而壹ヶ年之引替金凡四万両余有之」⁽²⁰⁾として、六〇〇両の発行高に対して年間の引替高はその六・七倍の四万両に及ぶことを書き留めている。この数値はいわば銀札の札場への「還流速度」を示し、あわせて会所札の流通速度の代理的な指標ともなる。この点からすれば、明治初年の備中一橋領内の紙幣発行高も適正なものであった。

またこの点を踏まえ、公金部門（a）と民間部門（b）（c）（d）のマクロ的な規模の違いにも注目したい。明治三年の小田・後月郡の生産統計（表12）と会所運営者の認識に従う限り、年間の年貢銀が約一万両に対し、民間部門の経済規模はその十倍ないし二十倍程度となる。貨幣流通量の点から言えば、流通速度を勘案して、その何割かの供給量でこの時期の民間経済は回っていた。こうした公金部門と民間部門の経済規模の差は、殖産政策の実施以前の流通・金融部門が未組織な段階で、私領銀札の弊害が備中一橋領の地域経済に甚大な被害を与えたことを意味する。

殖産政策を主導した一人江原代官友山活次が、備中一橋領の小農の経営モデルを試算しているが、そこでは一世帯の家計に占める年貢銀の割合は一割程度、残りの九割が「小遣銀肥代」に支出されるとしている。⁽²¹⁾この試算がどの程度、実態を反映したものかは別に検討する必要があるが、一対一〇という比率は、備中一橋領全体の公金と民間部門の生産量のマクロ的な実数とほぼ合致することから、一定の蓋然性のある数値と考えてよいだろう。この点からすれば、殖産政策を生成する要因は、単に年貢銀の問題だけに限られない。むしろ規模の点からいえば、民間部門の取引、とりわけそこにおける小農・領民の家計レベルにまで問題を掘り下げて考える必要があろう。「御救仕法」を求める訴願運動でしばしば主張される年貢銀の問題も、したたかな「御百姓」たちにとっては自らの主張の正統性を担保する交渉カードの一枚に過ぎないのかも知れない。⁽²²⁾

さて、こうした産物会所を中心とする殖産政策の運営主体となったのは、郡中惣代や村役人層であった。⁽²³⁾表14は、

表 14 備中一橋領の殖産施設の運営人（明治 2 年時）

No.	役名	人名	属性・地域	組名
1		山成直蔵	取締役、築瀬村	後月郡奥組
2		宮光寿平	西江原村庄屋	後月郡後月組
3		片山李郎	西江原村庄屋	後月郡後月組
4		名越白平	走出村庄屋	小田郡中組
5	(a) 産物切手会所掛り	名越三郎兵衛	走出村庄屋	小田郡中組
6	(小田・後月郡各組より 1 名以上)	山成源四郎	築瀬村	後月郡奥組
7		顕蔵	梶江村庄屋	後月郡奥組
8		楠五郎	大江村庄屋	小田郡浜手組
9		太左衛門	浅海村庄屋	小田郡小田組
10		平左衛門	木之子村庄屋	小田郡木之子組
11	(b) 畳表寄場掛り引請	池田丹次郎	大江村庄屋	小田郡浜手組
12	(小田郡 2 名)	孫右衛門	小平井村	小田郡中組
13		三村紀四郎	山野上村庄屋後見	後月郡後月組
14		中屋嘉助	東新町	後月組後月組
15	(c) 木綿北座掛り	業助	東江原村百姓	後月郡後月組
16	(後月組 3 名・木之子組 1 名)	隆助	木之子村年寄	小田郡木之子組
17		柳屋良助	東新町	後月組後月組
18		名越徳三郎	走出村庄屋	小田郡中組
19	(d) 木綿南座掛り	時之助	吉田村庄屋	小田郡中組
20	(小田郡中組 2 名ほか)	中田屋重四郎	今市町	後月組後月組
21	(e) 与井町諸産物寄場	山成源四郎	築瀬村	後月郡奥組
22	(後月組奥組 2 名)	仙平	吉井村庄屋	後月郡奥組
23		田中応助	東江原村庄屋	後月郡後月組
24	(f) 繰綿会所	寿助	西江原村庄屋	後月郡後月組
25	(後月組 3 名、交易会所*)	周平	神代村百姓	後月郡後月組
26		三村紀四郎	山野上村庄屋後見	後月郡後月組
27	(g) 絞油掛り	田中応助	東江原村庄屋	後月郡後月組
28	(後月組 2 名ほか)	顕蔵	梶江村庄屋	後月組奥組

典拠：池田宏樹「一橋徳川家の備中領における殖産政策」、一橋徳川家文書 C6-2「廻村御用留會計局」明治 2 年。

注：*No.25 の神代村百姓周平が交易会所に詰めていることなどから、繰綿会所が交易会所に相当すると思われる（平木家文書 16-918-9）。

新町・今市町は西江原村（後月郡後月組）の村域にある。

明治二年における備中一橋領の殖産施設の運営人たちの身分や地域を整理したものである。また図 5 には、所在地が推定できない絞油掛り（g）を除く、各機関の所在地を示した。

この時期、備中一橋領の殖産施設は、「産物切手会所」など七つの組織が設けられ、備中北東の山間部にある上房郡を除く、小田・後月郡の村役人層ら二八名によって運営されていた。会所札を扱い殖産政策の中核的な役割を占める産物会所には、小田・後月郡の各組から

〔史料6〕⁽⁷⁾

尚々惣代代り合之義呉々も御願奉申上候

以廻章得御意候、各々様御引続御集会被成下、御苦勞ニ奉存候、然ハ産物会所仕法方、昨廿二日惣代共御召出之上、延引ニ相成候段、如何之訳ニ候哉、御嚴重被仰付、且組々共一和不致候ハ、其組限り存寄書取ヲ以、早々可申上御旨被仰付候段、惣代廿一日案勞仕、種々申談ト候得共、兎角折合兼候折柄、仕法方愚存書取ヲ以、組々江及相談、右書取之表御承知之御組者一和二而御届、御不承知之御組ハ其組限り存意書ヲ以御届奉申上候積、御相談申上置候処、御決着之有無も無御座、御引取ニ相成候ニ付、評義も一決不仕、尤仕法書之表、外組々二而折合候ハ、多分ニ相順し可申候哉、又ハ一組限り存意書ヲ以御申立被成候御存意ニ御座候哉、右両様之処、

近世的殖産政策の生成と展開



図5 備中一橋領の殖産関連施設の分布
注: 場所が特定できないものは「○」で示した。

一人以上が詰めている(図2参照)。取締役となったのは、後月郡奥組の山成直蔵で質屋業・鉱山業など多角的に経営し、名望家の範疇に属する人物であった。⁽⁸⁾ここに名を連ねた人物の多くは、こうした豪農層に属した人物と考えてよいだろう。また小田郡浜手組・中組の畳表寄場(b)や後月郡後月組の繰綿会所(f)など、各組の経済事情に合わせて産物を集荷する機関が設置されている点にも注目しておきたい。なお、交易会所はここでは繰綿会所と同一施設であると推測される。

各組においてどのような運営がなされていたかは、次に示す郡中惣代から「木之子組一同」に宛てられた「廻章」から見て取ることができる。

委細ニ御名下ニ御書合入可被下候、其内御存意御座候御方様者、惣代御代り合御勤被下候様呉々も御頼談奉申上候、先ハ御急廻文ヲ以得御意度、如斯ニ御座候、早々以上

（慶応元年）
丑二月廿三日

（木之子村庄屋）
惣代 幸左衛門

（七日市）
同 米太郎

木之子組一同

名前限り

この「廻章」では、郡中惣代幸左衛門らが江原役所に召し出され、組内で産物会所の「仕法方」が「一和」しない場合は、その理由を示した「存寄書」を提出するよう命じられていることが分かる（b）。冒頭、「各々様御引続御集会」とあるのは、この問題について「木之子組一同」が意見集約のための「御集会」を行っていたことを意味するのである（a）。この廻章の宛名は、「木之子組一同」は「名前限り」とあるのみで、具体的な対象は判明しないが、その内容から村役人層であったと見て間違いないだろう。つまり、各組の殖産政策の運営上、必然的に生じることになる地域の利害調整と合意調達において、郡中惣代や村役人層らが重要な役割を果たしてことが分かる。

もっとも、こうした村役人層・豪農層の地域の利害調整の背景に、地域内における「不和」が殖産政策をめぐる存在したことは看過すべきではない。殖産政策による生産・流通部門の組織化が、村落や村落内部の個別の経営体に対して、いかなる影響を与えたかを分析できる素材を提供してくれるからである。次にそうした「不和」を示す史料をみてみよう。

〔史料7〕⁽⁸⁾

乍恐以書附御歎願奉申上候

後月郡西方村百姓共之儀ハ農業之透間、疊表織立仕、別而困窮之百姓共ハ過半疊表織、渡世ニ仕居候もの御座候、然ル処、当夏頃ハ小平井村字追分与申所へ池田丹次郎・新屋安之丞兩人出店取立御仕法相立、疊表寄場与唱へ買取呉申候、然ル処、同所出張罷在候もの共仕業与相見へ、時々相場を違下直ニ買取候様奉存候ニ付、壹枚ニ付式厘之御運上外ニ三厘之懸り銀ノ五厘之掛り銀差出、勝手次第西浜・笠岡へ売払度申断候へハ、彼是与手強ヲ申引延シ通らせ呉不申、尚又村方中買之もの共寄セ表前同様直段疑念之節、五厘之御運上ニ而外方へ売払出来候様申談候へハ、承知不仕、困窮之百姓共毎日壹枚式枚之表出来上次第中買へ売払、米麦ニ替、当日を暮候者共、直段下直ニ押へられ候而ハ、別而難渋仕候間、都而直段疑念之節ハ、五厘之掛り銀差出、速ニ湊へ差出され候様売場詰之者へ被仰附被為下候様仕度奉願上候、右御聞濟被為下候ハ、百姓共一同難有仕合ニ奉存候、依之乍恐書附を以御歎願奉申上候、以上

後月郡西方村

文久三年亥十二月六日

小前惣代 良平（印）

同 五三郎（印）

年寄 惣源太（印）

庄屋 領右衛門（印）

同後見 廉吉（印）

江原御役所

史料7は、後月郡西方村（木之子組）の小前惣代たちが江原役所へ提出した疊表の集荷に関わる願書である。内容は次のように整理できる。西方村は小前百姓を中心に疊表織が盛んな村であったが、文久三年夏、小平井村（中組・小田組）に設置された疊表寄場（表14・b）へ池田丹次郎らが「出店」を設置し、西方村で生産される疊表を購入し

始めた（a）。しかし、やがて相場よりも安価で豊表を買い上げるため、一枚あたり五厘の「掛り銀」を支払ってでも、相場が優位な西浜（笠岡近くの積出港）・笠岡で販売しようとしたら、「彼是与手強ヲ申引延シ」道をと通らせなかった（b）。西方村の百姓は毎日豊表を一、二枚を織り上げて次第、仲買に売却して、日々の米麦を得ている状況であった（c）。そこで以後は五厘の「掛り銀」を支払って、豊表の売却先は自由にするよう江原役所へ訴えている。

この一件で第一に指摘されるのは、殖産政策における専売制的な流通統制が小前層の反感を招いていることである。豪農・村役人層、あるいは仲買商人を通じて流通部門の組織化がなされたが、他領の紙幣問題という領域的な問題が解決したなかで、小前層と豪農層の利害対立という本来的な社会矛盾が顕在化していたことが分かる。豪農層・村役人層も、村落の小農たちも、一面ではともに自らの利益を追求する経営体であった。

第二に注目されるのは、この豊表寄場の問題が一橋領内の地域間の利害対立を物語っていることである。西方村の村役三役が差出人となっていることから分かるように、豊表の出荷先は村落内において合意形成されたものと考えられる。豊表寄場を運営した池田丹治郎は小田郡浜手組、孫右衛門は小田郡中組であるの対し、西方村は後月郡木之子組に属する。自村の産物を不利益な形で出荷することは、西方村にとっては肯首できないものであっただろう。それが豊表寄場への出荷拒否へとつながっていた。ここからは、西方村のような一村落においても生産と流通の自己組織化が進んでいたこと、そして地域の富の増加を追求する動機付けを持った小農や村役人層・豪農層たちが広範に存在していたことを示唆する。備中一橋領の殖産政策の社会的な背景に、こうした地域社会レベルの殖産と富をめぐる多様な動きがあったことに着目しておきたい。

なお、こうした利害対立の関係性は、豪農・村役人層の内部においても顕在化していく。明治期になると産物会所への「勤番」を拒否する村役人も現れた。明治四年四月、小田郡稲木村妹尾大造二名が倉敷県御庁に提出した歎願書によると、「旧産物会所」はここ数年來、勘定が入り込んでおり、会所の取締人であった山成直藏などによつても容

易には把握出来ない状況であり、また年貢収納期における産物会所札の引替集中時には、引替金を準備・立て替えをする「三拾人御用」の負担も大きく、これによって会所への「勤番」も断りたい旨が伝えられている。同年五月の新貨条例の発布直前の段階で、産物会所札の通用が危ぶまれたことも、「勤番」を拒否する理由であった。

このように備中一橋領の殖産政策は、さまざまなレベルで富の利害をめぐって「不和」を生み出したが、こうした「不和」を調整する機能も、逆説的だが、史料6の「廻章」でみたように豪農・村役人層たちが中心になって果たしていくことになる。地域社会における生産・流通の組織化に果たすこれら経営体の役割は強く、制度的にも経済的にも地域における利害調整と社会統合の核の一つとなっていたからである。

以上、本節では、幕末期備中一橋領における殖産政策を再構成してきた。この殖産政策の実施にあたっては、さまざまな利害対立を生み出す要素があったが、この殖産政策によって一橋領内の経済・貨幣システムのあり方が大きく変貌したことは疑い得ない。会所札の流通自体も、産物会所の借財などが嵩んだではいたものの、明治二年段階において、備中詰め^⑧の代官田口泉吉が「尤融通者殊之外宜敷引替等之差支も無之」と報告するように安定的な状況を維持していた。発行規模も産物会所の運営者たちにとって想定^⑨の範囲内であった。かつて、領民たちを苦しめ、一橋領内の疲弊を生み出した他領銀札の弊害は、豪農・村役人層が中心となって運営する殖産施設と彼らを核とした村落内部の組織化を通じて解決へと向かっていたのである。

四 小田県管下の地域金融の再編と旧産物会所

前節までに安政期以降に本格化する備中一橋領の殖産政策の実態を再構成してきた。ここでは産物会所を中核にし

て、一橋領内の流通・金融機能が組織化されていたこと、また殖産機関では村役人層が中心的な役割を果たしていたことが確認した。ここで問題となるのは、近代移行期にこうした人的・物的資産がどのように再編されていくかであろう。ここでは備中一橋領の旧産物会所の動向を中心に追いながら、近代移行期の近世的殖産政策の再編のあり方を簡単に素描しておきたい。

明治四年（一八七二）七月の廃藩置県によって、一橋領を含む備中国は、備後国とともに深津県へと編入された。翌五年、深津県は小田県へと改称し、以後、明治八年（一八七五）に岡山県に統合されるまで、この地域の行政地域機能を担う。在来の金融組織と豪農商は小田県殖産商社に編成替えされていく。⁵¹藩札の価値維持と両替のために設立された旧福山藩の両替報国社は解体の上、商社へと合流し、⁵²備後府中の延藤家、備中倉敷の大橋家といった各地の主要な商人地主層も小田県殖産商社のなかに組み込まれた。

小田県殖産商社は、県令矢野光儀が主導し、官民協力のもとで設立された会社組織である。明治六年一月の「殖産商社起業願」によると、会社は貸附・商業・殖産の三部門から構成され、県下の物産販売・鉱山開発を始め、金融・為替業務のほか、河川・道路の修繕といった社会的共通資本の整備も会社の設立目的に盛り込まれた。当初、県下に元社・分社四ヶ所、出張貸付所二五ヶ所を置き、資本金六五万円、株主二〇〇〇人余からなる大会社が構想されたが、大蔵省から業務内容を多さと組織が大規模であることが指摘され、一株一〇〇円を三〇円に改正し、分社にも独立性を持たせることになった。会社組織も各地域の状況を踏まえたネットワーク型の組織となっていた。

旧一橋領には江原に分局が置かれ、明治七年から小田県が岡山県に合併される明治九年まで営業を行った。明治八年段階で出資人は五五名、株数は三七四株（一株三〇円）である。表15は、小田県商社解散後の明治十六年に分局の残務整理を行った社員の一覧である。これら七名で江原分局の全体株数の七割弱を占めることから、彼らが営業当時の主要な構成メンバーであったと推測できる。残務社員九名中、七名が旧一橋領で、二名が旧井原領であった。旧一

表 15 小田県殖産商社・江原分局の出資者（残務社員分）

No.	出資者	株数	額面（円）	備考
1	築瀬村 山成理一	35	1,050	旧一橋領庄屋
2	梶江村 渡辺顕造	35	1,050	旧一橋領庄屋
3	築瀬村 山成要太郎	35	1,050	旧一橋領
4	梶江村 渡辺元吉	35	1,050	旧一橋領
5	与井村 外山文三郎	35	1,050	旧一橋領
6	井原村 渡辺徳一郎	25	750	旧池田氏領
7	西江原村 山成五平	20	600	旧一橋領
8	木之子村 笠原保太郎	20	600	旧一橋領
9	井原村 瀧本丈太郎	14	420	旧池田氏領
合計		254	7,620	（1株30円）

典拠：『井原市史 V』121-122 頁より作成。

注：いずれも明治7年8月入社～同9年6月解散。

貸付金引揚により出資金を返済（明治11年9月皆済）。

株数・額面は「資本額之元額（＝出資金高）」。

表 16 殖産商業会社江原分局の経営状況
（明治7年8月～同8年3月）

費目	金額（円）	備考
入社集金	7,624.40	総計1万1220円の約7割
預り金	3,400.00	
元社借用	1,400.00	
利益金	428.49	
小計①	12,852.89	
不動産貸付	7,249.00	
動産貸付	2,588.38	
元社納入金	1,400.00	
借用金利子	107.00	
給与	87.70	
分局家屋購入代	550.00	
建具小道具類等	247.13	旧産物会所道具など
繰繰20本買入代	173.11	
小計②	12,402.32	（元史料は33銭8厘2毛）
①・②	450.57	明治8年3月有合金
動産貸付利子	126.80	
不動産貸付利子	217.11	
元社納入金利子	74.80	1,400円分
金札引替手数料	0.08	
下肥売代益金	0.12	
商会場益金	9.58	
小計（利益）③	428.49	
会所運営費	336.83	白米代・給与など
借用金利子	107.00	
小計（支出）④	443.83	
不足（③・④）	-15.34	

典拠：山成聡家文書・近代（I-59）「毎歳勘定帳」明治8年2月。

橋領を中心に、井原などの周辺地域を含めた形で明治期の殖産施設が運営されていたことになる。このうち築瀬村山成理一と梶江村渡辺顕造は産物会所の運営にも携わっていた（表14）。近代移行期においても、近世期の殖産政策で生み出された組織力が活かされていた。

表16は、江原分局の経営状況を窺うため、分局の営業が始まった明治七年八月から同八年三月の収支状況をまとめたものである。ここでは、資本金に関する費目（①・②）と、利益に関する費目（③・④）が分けられ、それぞれ差引がなされている。行論上、ここで注目したのが、第一に江原分局の経営規模が一万二〇〇〇円ほどと、旧一橋

領の産物会所と類似していることである。また経営内容については、不動産貸付・動産貸付がそれぞれ七二四九円、二五八八円とあり、江原分局が旧産物会所と同様に貸付を主とした業務内容をとっていたことも注意しておきたい。具体的な経営内容はさらに検討する余地があるが、産物会所と江原分局の間では組織の規模や地域金融の機能に共通と連続性が認められるといえよう。

こうした点からは、安政期に成立した産物会所が、小田県下の殖産商社の分局として、人的・物的にも明治期の殖産事業のなかに再編成されたことが分かる。換言すれば、明治前期の殖産政策は、こうした近世期に構築されたさまざまな人的・社会的を動員しながら展開していったのである。

おわりに

ここまで、備中一橋領の殖産政策を対象にして、その生成から展開過程を分析してきた。冒頭に提示した具体的な分析課題に即して、ここまでの議論の内容を要約すると次のようになる。

まず第一に備中一橋領の殖産政策を始動させる主要因については、一橋家の財政的な要因は乏しく、備中地域における紙幣問題への対策という地域的な要因が最も規定的であったと明らかとなった。こうした結論は備中一橋領の紙幣問題と殖産政策を最初に取り上げた大山敷太郎の見方を支持するものだが、ここでは年貢銀の大坂への現送過程や、「御救仕法」をめぐる領民の訴願運動、および備中域内における様々な殖産政策の動きなどを示し、大山敷太郎の見解を補強した。

第二に、殖産政策実施後の地域経済の再編成に関しては、領内の域内生産量と会所札の発行量、およびその還流速

度を具体的に示し、あわせて幕末期の一橋領では民間部門の経済に占める割合が年貢銀などの公金部門に対して、およそ一対一〇の關係にあることを数量的に示した。このことは、殖産政策が始動する前の私領銀札の弊害が、金肥などの民間部門の経済活動に甚大な被害を与えたこと、およびそれが一橋領内で殖産政策を実現させる駆動力になった蓋然性が高いことを示した。

第三に、近代移行期の殖産政策の再編成のあり方については、小田県殖産商社の江原分局を取り上げ、旧一橋領における産物会所との間で組織構成や運営方式に連続性が見られ、明治期の殖産政策において近世期に培われた人的・物的資源が動員されていることを示した。

最後にこうした分析結果も踏まえて、新たな課題を展望しておきたい。

一つは、殖産政策において行われたと想定される農村内部の組織化の問題である。本稿では行論の關係上、村落内部の動向にまで踏み込んで議論することができなかったが、備中一橋領の殖産政策においては、各組・各村落の内部においても住民間の組織化が進んでいたことが予想される。史料7で見た畳表寄場の強引な集荷体制への批判は、一橋領内において、個別の村落レベルで生産・流通の組織化のあり方に多様性があることを示唆しよう。こうした問題については、改めて備中一橋領の殖産政策の実施過程を村落・領民レベルから改めて実証的に捉え直す作業が必要不可欠である。このことは、近世日本でもユニークな特徴を持つ備中一橋領の殖産政策のさらに深い意味を明らかにするであろう。

もう一つは、備中一橋領の殖産政策の位置づけの問題である。幕末期の備中幕領では、一橋領同様に紙幣の問題に苦しめられたが、一橋領のように殖産政策によって領域単位で一つの経済圏・経済循環を構築することはなかった。こうした種差がどのような要因によって現れるのか、改めて検討する必要がある。また、播州などの他の一橋領の殖産政策との比較も一橋本家の財政運営の性格変化をめぐる議論の有効性を捉える上で、今後実証的な検討が求められる。

ところで、戦後日本の経済発展は、近世以来の日本社会における共同体や地域社会が持つ機能の重要性を呼び起こすことにつながった。開発経済学の分野において、韓国のセマウル（新しい農村）運動や中国の人民公社が、血縁関係とネットワーク性が強いこれらの国々において、結果的に地域空間を土台とした住民の共同性を生み出す契機になったと指摘していることも、こうした近世日本の地域社会を考える上で興味深い。⁽⁸³⁾ マルクスが予想したように、市場・貨幣システムは確かに多くの共同体を解体へと導いていったが、それと同時に、歴史上の多くの経済・市場システムは、共同体と地域社会による補完的な機能によって始めて有効に作動していた。もっとも、二〇〇〇年代に入り、加速度的に進む計算機科学と情報技術の進化は、地域社会の共同性が担ってきたさまざまな機能をテクノロジーが代替していく様相を見せ始めている。そのなかで、日本の近世的殖産政策がいかなる条件と要因によって成立したのかを問う作業は、共同体と地域社会の歴史的意義と可能性を考える上で多くの示唆を与えるだろう。

注

- (1) 藩札の機能と学説的な整理は、鹿野嘉昭『藩札の経済学』東洋経済新報社、二〇一一年、四九頁、など参照。
- (2) 平川新『全集 日本 の 歴史 第12巻 開国への道』小学館、二〇〇八年。
- (3) 谷山正道『近世民衆運動の展開』高科書店、一九九四年、藪田貫『近世大坂地域の史的研究』清文堂、二〇〇五年、など。
- (4) 例えば、北原淳『共同体の思想 —— 村落開発理論の比較社会学』世界思想社、一九九六年、重富真一『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所、一九九六年、など。
- (5) こうした日本近世社会の在地金融の低廉な利子率が示唆する点については、すでに拙稿「西海捕鯨業における地域と金融 —— 幕末期沓岐・鯨組小納屋の会計分析を中心に——」『九州大学総合研究博物館研究報告』第八号、二〇一〇年、九八頁で指摘した。同稿は、前近代における大規模生産組織の組織化と近世日本の地域社会の特性との関係性を

追求したものであり、農村地域の殖産政策を扱う本稿とは共通の問題意識がある。また、村落共同体が契約の履行を始める市場統治に寄与し、経済発展の促進要因となることについては、坂根嘉弘の研究整理が有益である（坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農村漁村文化協会、二〇一一年）。

- (6) 農業経営研究会編『日本綿作要説』蚕業新報社、一九一九年、六八―七七頁。高橋亀吉『徳川封建経済の研究』東洋書館、一九三一年、四〇四―四一〇頁。

- (7) 大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」『幕末財政金融史論』ミネルヴァ書房、一九六九年、二九五―三五一頁、初出一九三六年。

- (8) 柴田一・渡辺壮『井原地方における機業経営の成立と発展』青陵高等学校社会科学クラブ、一九六四年。

- (9) 井原市史編纂委員会編『井原市史』I～VI、井原市、二〇〇一年～二〇〇五年、同『井原市芳井町史 通史編』井原市、二〇〇八年、同『井原市芳井町史 史料編』井原市、二〇〇七年。

- (10) 池田宏樹「一橋徳川家の備中領における殖産政策」川名登編『二〇〇一年度共同研究報告書——中国地方における海附・川附村落の経済的・文化的研究——』千葉経済大学、二〇〇三年、二九―四四頁。

- (11) 柴田一「備中一橋領江原代官友山勝次について」『井原市史紀要 井原の歴史』第四号、二〇〇四年、一二―三頁。拙稿「安政四年の紙幣目録——幕末期備中一橋領の通貨事情——」『岡山地方史研究』一一六、二〇〇九年、一四―二八頁。同「幕末維新期の備中における紙幣発行について——玉島請札と大内再興札を中心に——」『倉敷の歴史』

- (12) 第二号、二〇〇一年、二七―四四頁。

- (13) 東野将伸「近世後期の一橋徳川家における財政運営——幕府・所領との関係を中心に——」『ヒストリア』第二五九号、二〇一六年、一八〇―二二一頁、同「幕末期の掛屋と年貢銀収納——備中一橋領を事例として——」『歴史学研究』九六六、二〇一八年、一一八、二八頁。また備中一橋領を直接的な対象とした論考として、同「豪農経営と親族ネットワーク——備中国後月郡築瀬村本山成家を題材に——」『ヒストリア』第二四九号、二〇一五年、六七―九九頁、同「備中一橋領における年貢収納と石代納」『日本歴史』第八一三三号、二〇一六年、四〇―五七頁、など。東野「幕末期の掛屋」では本稿の元になった口頭報告にも言及しながら、年貢徴収に関わる掛屋の業務と金融機能の観点から、この時期の一橋領の社会・経済変動を捉える見方を示している。東野「幕末期の掛屋」は本稿と分析対象が重な

る点もあるが、本稿は幕末維新期の一橋領の殖産政策の生成と展開を、地域的な貨幣・経済構造と近世日本が地域社会が持つ特性という観点から総合的に明らかにすることを目的とするもので、課題意識を始め、分析結果も大きく異なることになる。なお、東野「幕末期の掛屋」では、本稿の元報告で用いた史料・図表が典拠として一部引用されているため、必然的に内容に重複が生じるが、上記の通り、ほぼ同一の対象地域・時代を扱っていても分析視座と論証内容に違いは大きい。そこで本稿では重複を厭わず、元報告で用いた史料・図表を再掲しながら改めて議論を展開している。

(14) 本論で述べるように、殖産政策を生成する直接的な要因の一つとなった貨幣問題について、東野将伸「幕末期の掛屋」は下掛屋・平木家に焦点を合わせて議論を展開している。そのなかで、他領銀札の引替問題は、下掛屋に限定して論じること、殖産政策の生成過程に主体的な役割を果たした豪農・村役人層の動きにはあまり注意が払われない。そのため、なぜ彼らが殖産政策の実施に先だって訴願運動を行ったのかを整合的に理解する論理的な道筋を閉ざす結果にもなっている。これは銀札引替の問題を下掛屋に限定させて理解したこと、および一橋領の経済構造を年貢銀収納と掛屋に限定して論じたためであろう。

(15) これは播州で殖産政策を行った洪澤栄一が残した言説の影響が大きい。産物会所札の発行など、播州の事例については、石川道子「一橋家の札遣い——御産物木綿預り手形の発行と流通——」『市史研究紀要 たからづか』第二四号、二〇〇九年、三三―六五頁、など。後掲注40も参照のこと。

(16) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 第五卷 近代(上)』倉敷市、二〇〇二年、二〇八―二三頁、・『井原市史Ⅱ』一三一―一三八頁。

(17) 『旧高旧領取調帳』近藤出版社、一九七八年、の数値を使用。石高は千石以下は切り捨てて表記。

(18) 例えば、天保期(一八三〇―四四)以降の備中地域における紙幣流通の不安定化に対しては、倉敷代官所が利害調整機能の一端を担ったことが確認される(定兼字「非領国辺境小藩における幕末期領主財政について——美作勝山藩・備中国新見藩を中心に——」有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版、一九九三年、など)。また、当該期の貨幣に関する紛争事項に関しては、石高・家格の点から、備中松山藩領や隣国岡山藩領が諸領主の利害調整に一定の発言力を有した。これら貨幣に関する紛争とその利害調整の実態は、別稿を用意している。

(19) 一橋徳川家の所領分布の特徴については、岩城卓二「幕末期の摂津国一橋領——一橋徳川慶喜の京都での活動を支えた所領——」『市史研究紀要 たからづか』第二〇号、二〇〇三年、四六―四七頁、など、東野将伸前掲稿など。

(20) 備中一橋領の江原陣屋と江原代官については、『井原市史 Ⅰ』五八六―五九三頁参照。

(21) 一橋家の所領支配のこうした特徴については、例えば、辻達也「一橋治済の邸制改革」『専修史学』第二〇号、一九八八年、五一頁、など参照。

(22) 下掛屋・平木家については、東野将伸「幕末期の掛屋」参照。

(23) 大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」、拙稿「安政四年の紙幣目録」、など参照。

(24) この一八三〇年代から維新期の一八六〇年代頃までに至る備中地域の貨幣的な現象については、拙稿「安政四年の紙幣目録」、同「幕末維新期の備中における紙幣発行について」において、その概要を粗描している。これらの現象の実態分析とその歴史的含意の考察については、別に専論を用意している。

(25) 史料の性格については、拙稿「安政四年の紙幣目録」参照。

(26) 「(前略)右者(岡田銀札五貫五八―一匁のこと——引用者註)窪屋郡倉敷村・安江村御年貢二納銀之内、小前分村役人江納込候二付、両替方精々心配仕候へ共、下方二而者何分急速両替難相成、最早御日限二至り、此上上納延引相成候而者、奉恐入候間(後略)」(大橋紀寛家文書Ⅰ―A―七「御用書類留」嘉永二年、十二月)。

(27) 拙稿「安政四年の紙幣目録」二七頁。

(28) 一橋領下掛屋が設定した年貢納入時の紙幣相場については、『笠岡市史 第二巻』三九〇―三九四頁、東野将伸「幕末期の掛屋」八一―〇頁。なお、東野「幕末期の掛屋」は、「小前―庄屋」ルートで年貢銀として集められた銀札は、庄屋レベルの引替は行われず、そのまま下掛屋へと納入され、下掛屋が他領札場において銀札の引替を一手に行ったとしているが(七頁)、これは後述する史料3の文言を厳密に解釈したもので、実際は時期を限定すべきか、あるいは本文で述べたように庄屋レベルの引替も存在するものとして修正すべきであろう。そのように考えなければ、庄屋・郡中惣代を勤める豪農・村役人層が、なぜ、銀札対策をめぐる訴願運動の主体となっていたのが整合的に理解できない。この意味で、幕末期の備中一橋領の社会・経済変動を捉える上で下掛屋が決定的な役割を果たしたとする見解は、議論の前提段階から修正を要するといえる。注14も参照のこと。

- (29) 以下、銀札による備中一橋領の弊害と対抗策については、大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」参照。
- (30) 『岡山県後月郡史』五六七―五六八頁。傍線などは引用者による。以下、特に断らない限り同じ。
- (31) 以下、備中一橋領の徴租法については、特に断らない限り、『岡山県後月郡史』六八八―六九三頁参照。また、下掛屋平木家の年貢収納と大坂・江戸納入の実態は、東野将伸「幕末期の掛屋」が詳しい。
- (32) 大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」二九八―二九九頁。
- (33) 一方、一橋家では不作・凶作が続いた天保期には石代納を廃して、現物の年貢米納入による江戸本邸への廻米量増加を図つてもいる(森杉夫『近世徴租法と農民生活』柏書房、一九九三年、二〇五頁)。
- (34) 『井原市史 Ⅰ』五六八―五六九頁。
- (35) 『井原市史 Ⅰ』七二六―七二七頁。
- (36) 『岡山県後月郡誌』六九〇―六九一頁。
- (37) 平木家文書一―一五「御用留」嘉永元年十月二十六日より同五年十二月月迄。
- (38) 東野将伸「幕末期の掛屋」十一頁。後述する年貢銀差立の具体例も、同稿は別の整理を行っている。
- (39) 平木家文書一―一五「御用留」。文中の加筆修正を反映した形で翻刻した。
- (40) 一橋家の財政運営における幕府・所領の関係性については、東野将伸「近世後期の一橋徳川家における財政運営」が詳しい。東野は、嘉永・安政期に一橋家財政が幕府への依存度を弱め、所領との関係性を強めていくことを指摘しており注目される。このことは、安政期の備中一橋領の殖産政策への始動にも、領主財政側の事情があったことを示唆するものだが、対象となった備中所領の分析時期は一八六〇年代が中心であり、畿内近国の殖産政策がなぜ備中よりも遅れて始まったのかといった関連する基本的な諸問題については論証が欠けている。安政期の殖産政策の始動において一橋家財政が持つ規定性は、東野自身が同稿の討論記録などで示すように限定的に評価すべきだろう。なお「御産物仕法」や紙幣発行など、畿内近国の一橋領の殖産政策は慶応期(一八六五―六八)に始動している(石川道子「一橋家の札遣い」三三―六五頁、など)。洪沢栄一は専売制実施に先立ち備中内を巡回しており、明示的には語られないものの、畿内近国一橋領の殖産政策のモデルに備中一橋領がなった可能性を想定しておく必要がある。
- (41) 領主財政における一般会計、特別会計の理解については、伊藤昭弘『藩財政再考 藩財政・領外銀主・地域経済』清

文堂出版、二〇一四年参照。

- (42) 渋沢青淵記念財団竜門会編『渋澤栄一伝記資料 第一巻』渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五五年、三六五頁など。注40も参照のこと。

- (43) 以下、幕末期の備中一橋領の「御救仕法」の概要とそれをめぐる訴願運動については、特に断らない限り、大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」、拙稿「安政四年の紙幣目録」による。

- (44) 『岡山県後月郡誌』五六九頁。

- (45) 江戸越訴にかかる費用とリスクを考慮すると、こうした訴願運動の背景に、地域社会の人々の間で何らかの合意形成がなされていた可能性がある。こうした村落・地域社会レベルにおける銀札問題への対応実態は、史料的な制約もあり、ここでは十分に論じることができない。この点、今後の課題とした。

- (46) 『岡山県後月郡誌』五七三―五七六頁。銀目の換算は、この当時の標準的な金銀相場一両六八匁を用いた。

- (47) こうした見方については、大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」三二二頁、も参照。また町場の振興策については、安政四年十月付けの町場の普請絵図が小田・後月・上房郡の郡中惣代連名で作成されていることにも注意しておきたい（『井原市史 IV』付録絵図②）。

- (48) 大津寄家文書・長持分近世一―二―四「一橋殿御領知仕法向之儀ニ付触書廻文写」安政四年十月。

- (49) 大津寄家については、『井原市史 I』五六五―五六六頁参照。

- (50) 井原市所蔵大津寄家文書・長持分近世一―二―五「一橋御領知西江原村今市新町七日市ニおゐて産物其外新規仕法向ニ付掛合状其外書類□」安政四年八月。本史料は、この史料は大津寄家で収集された一橋領における仕法関連の触書・廻文の写である。

- (51) 『井原市史 I』七九二―七九五頁。

- (52) こうした所領間の密接な関係性は、安政初年以降の標準的な金相場の伝播・普及にも影響していた。詳細は、拙稿「安政四年の紙幣目録」。

- (53) 本文で見たように事例は、安政四年八月、備中一橋領の郡中惣代六名が井原村庄屋甚右衛門に対して、西江原村新町などへの町場設立について影響を訪ねたケースも確認される。大津寄家文書・長持分近世一―二―三「一橋領御領知よ

近世的殖産政策の生成と展開

り産物取調仕法向之儀ニ付掛合書状写」安政四年十月。この書状では、新たに備中一橋領で整備する町場への産物出荷や商人の出店などについても井原領に対して提案されており注目される。なお、こうした点からも備中一橋領の殖産政策の淵源の一つを、一橋本邸の財政運営に求めるのは難しいと考えられる。すでに大山敷太郎「紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題」なども指摘するように、一橋本邸は会所札発行にも積極的ではなかった。少なくとも江戸の領主層たちの主観的なレベルにおいても、備中の殖産政策の始動において一橋本邸が主導的な役割を果たしたとは想定し得ない。

(54) 備中一橋領の殖産政策の具体的な内容については、大山敷太郎「紙幣濫発とそれをめぐる諸問題」などに詳しい。

(55) 『井原市史 I』六〇八頁など。問屋・職人誘致についても同書参照のこと。

(56) 『井原市史 III』五七一―五七六頁。

(57) 『井原市史 I』七九一頁。

(58) 平木家文書一六一九一八「隆助悻栄三郎仕法一件書類入」。

(59) 備中一橋領における殖産政策で対象となった産物とその流通方式などについては、『井原市芳井町史 通史編』三八六―三九五頁（のち河田章『岡山の社会経済史研究』吉備人出版、二〇一四年再収）、など参照。

(59) 大津寄家文書・長持分二一四「一橋殿御領知仕法ニ付触書廻文写」。

(60) 産物会所の万延の改革については、池田宏樹「一橋徳川家の備中領における殖産政策」三八―四〇頁参照。

(61) 当該期の一橋家から備中所領への資金貸付については、東野将伸「近世後期の一橋徳川家における財政運営」一九八―二〇一頁参照。

(62) 『洪澤栄一伝記資料』第一集、三七〇―七三二頁。

(63) 『岡山県後月郡誌』五三二頁。

(64) 『井原市史 I』五九九―六〇〇頁。

(65) 井原市所蔵小寺昌良家文書・近世一―二（三七三）「御用御触」一「元治二年正月」。

(66) 一橋徳川家文書C六―四「御改正御取締御廻村御用留」明治二年七月。

(67) 殖産政策と年貢銀の現送との関係性はなお不明な点が多いが、文久四年の「一橋様御年貢銀并御用金送り状」による

と、備中所領から一橋家に送られる年貢銀・御用金約九〇〇〇両のうち、五五〇〇両が笠岡における領内産物の販売代金が充当されており、領内産物の代金が公金として納入される仕組みが整いつつあったと考えられる（平木家文書・近世三一―一九九）。なお、時代状況を反映して、この時の納入先は四六〇〇両が京都納めになっている。

(68) 隣接する岡山藩においても、近世後期に古札と新札の二種類の藩札が流通していた。ただし、岡山藩の場合、古札は、額面に対して四〇％として減価して取引に使用された。近世後期の岡山藩札については、とりあえず、拙稿「大國家文書のなかの藩札」『光基』一般社団法人大國家、第一〇号、二一―六頁参照。

(69) 『井原市史 Ⅲ』四三八頁。

(70) 前掲書参照。

(71) こうした生産高と域内貨幣の供給量の対応関係が、近世日本の各地域でどこまで類似性を持っていたかは今後の課題としたい。

(72) なお、慶応期には一橋家から備中所領の社会資本整備に関連して二・六万両余が年利八％ほど貸与されている（東野将伸「近世後期の一橋徳川家における財政運営」一九九頁）。こうした公的貸付が備中一橋領の地域経済に持つ意味については別の機会に論じたい。

(73) 『備中国御領知村々御救御仕法之儀 二付御問合書』森田敬太郎編『吉備群書集成 第五輯』吉備群書集成刊行会、一九三一年、二七四―二七五頁。なお、友山活次は小農経営の年貢銀の占める割合を領内経済全体に適応もしている。

(74) 訴願運動に見られる史料的なバイアスについては、拙稿「安政四年の紙幣目録」一八頁、など。なお、小農の経営規模については次のような計算によっても求められる。仮に領内の生産量を一五万両と置くと、領内の世帯数約八〇〇〇戸で割り、一世帯あたり一八両余となる。この十分の一を年貢納入に充てるとして、再び世帯数でかけると一・五万両となる。この数値は年間の年貢銀の額に近いことから、この試算が一定の妥当性を持つことが分かる。こうした点から、幕末期の備中一橋領の平均的な小農の家計規模は一〇両―二〇両程度と見積もることができる。

(75) 『井原市史』ほか。

(76) 山成家については、『井原市芳井町史 通史編』三八六頁（のち河田章『岡山の社会経済史研究』再収）、東野将伸「豪農経営と親族ネットワーク」参照。それまで備中一橋領の金融機能において中心的な役割を果たしていた下掛

近世的殖産政策の生成と展開

屋平木家は、嘉永期以降に経営悪化によって殖産政策の運営などからは退くことになる（『井原市史』Ⅰ）五九九―六〇〇頁参照。

(77) 小寺昌良家文書・近世一―二（三七三）「御用御触」 一「元治二年正月」。

(78) 小寺昌良家文書・近世二―二（二七二）「乍恐以書附御歎願奉申上候」 文久三年二月。

(79) 山成聰家文書・近代一―三〇「乍恐以書附奉歎願候（旧産物会所趣法向につき）」明治四年四月（個人蔵）

(80) 池田宏樹「一橋徳川家の備中領における殖産政策」四二頁。一橋徳川家文書C六―一「摂和播備廻村御用留」明治二年四月。

(81) 小田県殖産商社については、以下、特に断らない限り、『新修倉敷市史 第五卷 近代（上）』二〇八―二二三頁、『井原市史 V』一三一―一三八頁、による。

(82) 有元正雄ほか編『明治期地方啓蒙家の研究』溪水社、一九八一年、一三二―一三三頁。

(83) 余語トシヒロ・佐々木隆編『地域社会と開発——東アジアの経験——』古今書院、二〇〇八年。

〔付記〕 本稿は、「幕末維新期の備中における藩札と私札——紙幣発行権の分散化とその影響——」貨幣史研究会例会、二〇〇九年五月三十一日（於甲南大学）の一部と、岡山地方史研究会・広島近世近代史研究会合同研究会、二〇一〇年六月二〇日（於福山）の同名の研究報告を、ほぼそのまま成稿化したものである。本報告については関係史料の網羅的な分析が完了しておらず、本稿四章にあたる明治以降の展開過程も体系的に捉え切れなかったこともあって、成稿化にまで踏み切れずにいた。この間、元報告については東野将伸氏が引用・言及などして下さっていた。関係者には、成稿化の遅れをお詫び申し上げたい。なお成稿化にあたっては、いくつか誤りを訂正し、補足も加えたが、抜本的な内容の変更は叶わなかった。関係史料の包括的な分析と最新の研究成果を踏まえた分析結果については、改めて時機を得て発表したい。

なお、本稿を作成するにあたっては、茨城県立歴史館、井原市教育委員会、倉敷市歴史資料整備室、首藤ゆきえ氏、山本太郎氏に大変御世話になりました。末筆ながら、御礼申し上げます。